

証券取引等監視委員会の活動状況

平成19年 8月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100 - 8967 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03 - 3506 - 6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線3021

直 通：03 - 3581 - 9697

F A X：03 - 5251 - 2151

情報受付 市場分析審査課 情報処理係 内線3091、3093

直 通：03 - 3581 - 9909

F A X：03 - 5251 - 2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成19年 8月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成19年8月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに（公正な市場を求めて） | 1 |
| 第1章 組織 | 7 |
| 第1 証券監視委 | 7 |
| 1 委員会 | 7 |
| 2 事務局 | 7 |
| 第2 地方の事務処理組織 | 7 |
| 第2章 不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等 | 9 |
| 第1 概説 | 9 |
| 第2 犯則事件の調査 | 9 |
| 1 犯則事件の調査の目的 | 9 |
| 2 犯則事件の調査の権限及び範囲等 | 9 |
| 第3 課徴金調査等 | 10 |
| 1 課徴金制度の目的 | 10 |
| 2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額 | 10 |
| 3 課徴金調査の権限等 | 11 |
| 4 開示検査 | 11 |
| 第4 不公正取引に対する告発・勧告 | 14 |
| 1 犯則事件の調査・告発実績 | 14 |
| 2 課徴金納付命令に係る勧告 | 20 |
| 第5 ディスクロージャーに関する告発・勧告 | 25 |
| 1 犯則事件の調査・告発実績 | 25 |
| 2 課徴金納付命令に係る勧告 | 25 |
| 3 有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告 | 29 |
| 第3章 証券検査 | 31 |
| 第1 概説 | 31 |
| 第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画 | 32 |
| 第3 検査実績 | 36 |
| 1 検査計画及びその実施状況 | 36 |
| 2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員 | 39 |
| 第4 検査結果の概要 | 39 |
| 1 証券会社等に対する検査 | 39 |
| 2 金融先物取引業者に対する検査 | 43 |
| 3 投信・投資顧問業者等に対する検査 | 44 |
| 4 自主規制機関に対する検査 | 47 |
| 第5 証券検査の結果に基づく勧告 | 48 |
| 1 証券会社等に対する検査結果に基づく勧告 | 48 |
| 2 金融先物取引業者に対する検査結果に基づく勧告 | 56 |
| 3 投信・投資顧問業者等に対する検査結果に基づく勧告 | 62 |
| 4 自主規制機関に対する検査結果に基づく勧告 | 68 |

| | | |
|-----------------|------------------------------|----|
| 第6章 | 平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 | 69 |
| 第4章 | 建議 | 74 |
| 第1 | 概説 | 74 |
| 第2 | 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 | 74 |
| 1 | 建議の実施状況 | 74 |
| 2 | 建議の内容 | 74 |
| 3 | 建議に基づいて執られた措置 | 75 |
| 4 | 前事務年度実施済みの建議に対する措置状況 | 76 |
| 第5章 | 市場分析審査 | 77 |
| 第1 | 概説 | 77 |
| 第2 | 一般からの情報の受付 | 77 |
| 1 | 情報の受付の概要 | 77 |
| 2 | 情報の受付状況 | 77 |
| 第3 | 取引審査等 | 81 |
| 1 | 取引審査等の概要 | 81 |
| 2 | 法令上の根拠 | 81 |
| 3 | 自主規制機関との緊密な連携 | 81 |
| 4 | 取引審査等実績 | 81 |
| 第6章 | 監視活動・機能強化への取組み等 | 85 |
| 第1 | 市場監視体制の充実・強化 | 85 |
| 1 | 組織の充実 | 85 |
| 2 | 情報収集・分析能力の向上 | 85 |
| 第2 | 投資者への情報提供等の取組み | 86 |
| 1 | 概説 | 86 |
| 2 | 投資者への講演会等の開催状況 | 86 |
| 3 | ポスター・政府広報等による情報提供の呼びかけ | 86 |
| 4 | ホームページの充実 | 87 |
| 第3 | 関係当局との連携 | 87 |
| 1 | 概説 | 87 |
| 2 | 金融庁関係部局との連携 | 87 |
| 3 | 自主規制機関との緊密な情報交換 | 88 |
| 4 | 海外証券規制当局との連携 | 88 |
| 第7章 | 金融商品取引法による業務の拡大等 | 91 |
| 第1 | 概説 | 91 |
| 第2 | 金融商品取引法による業務の拡大 | 91 |
| 1 | 包括的・横断的な制度整備に伴う検査の対象・範囲の拡大 | 91 |
| 2 | ディスクロージャー制度の整備に伴う検査の対象・範囲の拡大 | 93 |
| おわりに（個人投資家の皆様へ） | | 94 |

〔 附属資料編 〕

| | |
|--|-----|
| 1 証券監視委の組織・事務概要 | 101 |
| 1 - 1 組織及び事務概要 | 101 |
| 1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図 | 103 |
| 1 - 3 証券監視委の機能強化 | 104 |
| 1 - 4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 | 105 |
| 1 - 5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 | 106 |
| 1 - 6 機構図 | 107 |
| 1 - 7 組織・事務に係る法令の概要 | 109 |
| 1 - 8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 | 121 |
| 2 証券監視委の活動実績等 | 122 |
| 2 - 1 証券監視委の活動状況 | 122 |
| 2 - 2 告発実施状況 | 123 |
| 2 - 3 勧告実施状況 | 148 |
| 2 - 4 証券検査実施状況 | 175 |
| 2 - 5 建議実施状況 | 186 |
| 2 - 6 取引審査実施状況 | 191 |
| 2 - 7 金融商品取引法施行後の権限及び範囲 | 192 |
| 3 自主規制機関の活動実績 | 202 |
| 3 - 1 日本証券業協会の活動状況 | 202 |
| 3 - 2 証券取引所の活動状況 | 203 |
| 3 - 3 金融先物取引業協会の活動状況 | 207 |
| 3 - 4 東京金融先物取引所の活動状況 | 208 |
| 証券検査に関する基本指針 | 209 |

凡 例

| | |
|-----------|--|
| 設 置 法 | 金融庁設置法（平成10年法律第130号） |
| 証 取 法 | 証券取引法（昭和23年法律第25号） |
| 外 証 法 | 外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号） |
| 金 先 法 | 金融先物取引法（昭和63年法律第77号） |
| 本 人 確 認 法 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号） |
| 投 信 法 | 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号） |
| 投資顧問業法 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号） |
| S P C 法 | 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号） |
| 保 振 法 | 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号） |
| 社 振 法 | 社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号） |
| 社 登 法 | 社債等登録法（昭和17年法律第11号） |
| 金 商 法 | 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題） |
| 証取法施行令 | 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号） |
| 外証法施行令 | 外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号） |
| 金先法施行令 | 金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号） |
| 行為規制府令 | 証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号） |
| 外証法府令 | 外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号） |
| 金先法施行規則 | 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第18号） |

はじめに（公正な市場を求めて）

我が国の金融システムを巡る局面は、不良債権問題から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面へ、「安定」から「活力」ある金融システムの構築に向けた時代へ移行しており、またその一方、少子高齢化、グローバル化、IT化が一層進展しており、金融商品・サービスの利用者が、いつでも、どこでも、誰でも、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできることが求められています。

「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」という流れの中で、投資者が金融資産を大事に安全に維持していくためには、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持することが不可欠の課題となっています。こうした課題を実現するためには、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）や金融庁、自主規制機関等がそれぞれの役割を適切に果たすとともに必要な連携をとることが重要です。

また、証券市場を巡る環境は、外国為替の自由化、金融ビックバン以降の規制緩和やIT技術の進展を背景として、証券会社の参入・退出数の増加やインターネット取引、クロスボーダー取引の増加、ファンド等を使った複雑な取引の増加、デリバティブを組み込んだ複雑な商品の出現などにより、大きく変化しています。

このような証券市場を巡る変化の中、市場監視機能の充実・強化も行われてきており、中でも、証券監視委について見てみると、一昨年（平成17年）には、従来からの犯則事件の調査や証券会社等の取引の公正確保に係る検査に加え、課徴金調査、開示検査、証券会社等の財務の健全性等に係る検査及び投資信託委託業者・投資顧問業者等に対する検査の権限も証券監視委に委任され、また、新たに外国為替証拠金取引を扱う業者は金融先物取引業者として検査の対象となるなど、証券監視委の検査範囲は大幅に拡大されました。

加えて、機構面においても、昨年（平成18年）7月から証券監視委事務局の組織が2課体制から5課体制となるなど強化されています。

本公表の対象期間（平成18年7月1日から平成19年6月30日まで。以下「平成18事務年度」という。）を顧みると、前事務年度に引き続き、日本の証券市場を舞台として、社会的に強く関心を集め、マスメディアにより国民に広く報道される出来事が多く見られました。

まず、証券監視委では、昨年（平成18年）11月、課徴金制度導入後初めて有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令の勧告を行ったほか、同年12月には㈱日興コーディアルグループに対して5億円の課徴金納付命令の勧告を行いました。これはディスクロージャーに対する社会的関心を高める契機となりました。本件は、同社が社債の発行募集に当たり提出した発行登録追補書類の中で参照書類とされている有価証券報告書において、同社の連結子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲に含めず、また、同孫会社が発行し、別の連結対象子会社が保有していたEB債（他社株券償還特約付社債券）の発行日を偽るなどして本来計上できないEB債の評価益を計上することにより、利益を過大計上した事実が認められたものです。

証券取引が複雑化し、証券市場が拡大していく中で、公正な市場を維持し、投資者が自己の責任において投資を行うことを可能とするためには、適正なディスクロージャーが確保されていることが必要不可欠です。証券監視委では、犯則事件の調査・告発及び開示検査・課徴金調査による課徴金納付命令の勧告などを通じて適正なディスクロージャーの確保に向けた監視活動を行っ

ているところです。

次に、IT技術の進展などを背景として、全国どこからでもインターネットを利用した情報伝達や売買の注文などができるようになったことから、いわゆるインターネット取引を通じたインサイダー取引や相場操縦などの不公正取引の可能性も増大してきています。このため、こうした不公正取引に関しても全国幅広く監視の目を向け、各地の捜査当局等と連携して犯則事件の調査を実施し、国内各地で発生した公正を害する悪質な違法取引に対して告発を行いました。

この中には、企業の法定公告を担当する新聞社の従業員や重要事実に関する公表資料の作成等について業務請負契約を締結した法人の役員等が事前に得た情報に基づきインサイダー取引を行った事案について刑事告発を行うなど社会的に強い関心を集めたものもありました。

また、犯則事件としての刑事告発に至らなくとも、会社が内部情報の公表前に自己株式を買い付けたことがインサイダー取引規制に違反するとして、多額の課徴金納付命令の勧告を行った事例もありました。

証券市場が公正かつ効率的なものであり、市場に対する投資者の信頼が保持されるためには、証券会社等の証券市場の仲介者の役割が重要です。証券市場の仲介者がその役割を果たすには、その財務が健全であり、適切な業務運営が確保されていなければならないことはいうまでもありませんが、そのためには証券市場の仲介者への検査が重要です。証券監視委では、財務局監視官部門やその他関連部局と連携し、証券会社や投資信託委託業者・投資顧問業者等に対して効率的な検査を実施し、法令違反が認められた場合には、行政処分等を行うよう勧告を行っています。本事務年度においては、証券会社の市場仲介機能に関して「システム管理の不備」や「引受審査態勢の不備」などが、また、投資信託委託業者における「忠実義務違反」や「善管注意義務違反」などが認められました。

さらに、本事務年度の特色は、各地の証券取引所や証券業協会などの自主規制機関に対する検査も実施し、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、等について検証しました。

特に取引所については、その市場インフラとしての重要性が再認識されてきたことを踏まえ、証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢が構築されているか検査を行ったところです。

また、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが証券市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければなりません。このため、証券監視委には、証券市場の実態を踏まえた市場のルール整備が行われるよう、内閣総理大臣や金融庁長官等に対し、ルールの策定等を申し立てる権限（建議）が与えられています。例えば、市場と発行者をつなぐ証券会社の市場仲介機能を検証したところ、引受審査について投資者保護上問題があると認められたものの、現行の法規制では問題点として指摘できない事項も認められたため、証券会社による適切な引受審査を確保するよう金融庁長官に対して建議を行いました。このほか、証券会社による市場指標を歪める取引の規制や法定帳簿の保存期間の見直しについて、証券取引の公正確保や投資者の保護のために適切な措置を講ずるよう金融庁長官に対して建議を行ったところです。

クロスボーダー取引の増加に伴い、我が国証券市場の公正を確保するために海外規制当局と連携することが不可欠になっています。証券監視委は海外規制当局との間で緊密な連携を図り、公表前の会社情報を入手して我が国市場で不適切な取引を行った英国や香港の居住者に対する英国

金融サービス機構（FSA）や香港証券先物委員会（SFC）の処分に貢献することなどを通して、我が国の市場の公正性確保に努めているところです。

証券市場を取り巻く環境は今後も様々に変化し、新たな商品や取引形態が出現する等の動きが見られるでしょう。こうした環境の変化に対応するため、昨年（平成18年）の通常国会において、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度を整備するとともに、集団投資スキーム（いわゆるファンド）の販売・勧誘業者や運用業者等に対する検査権限を証券監視委に委任し、また、公開買付制度や大量保有報告制度その他の企業開示に関する制度の整備等を行うため、証取法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われたところです。平成19年9月末の同法の本格施行により、証券検査の対象範囲の拡大や四半期報告書に対する検査の追加など、証券監視委の業務はさらに拡大することとなります。

証券監視委では、同法施行に向けて機構定員要求などを通じた市場監視体制の強化や、現行の「証券検査マニュアル」等を抜本的に見直した「金融商品取引業者等検査マニュアル」の策定等にも取り組んでいるところです。

証券監視委としては、今般の法施行も踏まえつつ、証券市場における新たな動向にも絶えず監視の目を向け、引き続き、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するべく最善を尽くしてまいります。

証券監視委の活動状況

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

平成18事務年度においては、平成16年7月20日に任命された委員長の高橋武生、委員の野田晃子及び水城武彦が職務を行ってきたが、任期満了に伴い、平成19年7月20日、新たに委員長に佐渡賢一、委員に福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ任命され、第6期目となる新体制が発足したところである。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成18年度（注3）19人、平成19年度26人）が認められ、平成19年度末で合計341人の体制となっている。

（注1）平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。

（注3）年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

（1）総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。

（2）市場分析審査課は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。

（3）証券検査課は、証券会社等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。

（4）課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。

（5）特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成18年度6人、平成19

年度28人)が認められ、この結果、平成19年度末の定員は、合計で268人の体制となっている。

証券取引等監視官(部門)は、取引審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

(注)証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。)

第2章 不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等

第1 概説

相場操縦やインサイダー取引（内部者取引）など、いわゆる不公正取引は、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる行為である。

また、市場原理が働く公正な市場を実現するためには、情報が適正に開示されることが不可欠であり、ディスクロージャー制度は証券市場を支える最も基本的な制度である。

証券監視委は、虚偽の有価証券報告書の提出等に対して、従来より犯則調査を実施し刑事告発を行ってきたが、これに加え、開示検査を実施し、行政処分である課徴金納付命令等の発出を求める勧告を行うことにより、証券市場に対する信頼性の確保及び一般投資家の保護に努めている。

第2 犯則事件の調査

1 犯則事件の調査の目的

投資者が安心して参加できる証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正に処罰することにより、証券市場が公正・公平に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

また、課徴金調査や開示検査、証券検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、証券監視委職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、本人確認法においても、証取法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第170条、本人確認法第18条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条等、外証法第53条、金先法第171条、本人確認法第18条）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第33条）で定められている。主なものとしては、証券会社等を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする虚偽の有価証券届出書及び同報告書提出、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦などがある（附属資料116頁以下参照）。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第183条、本人確認法第18条）証券監視委は、その調査によ

って犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている(証取法第226条、外証法第53条、金先法第186条、本人確認法第18条)。

第3 課徴金調査等

1 課徴金制度の目的

内部者取引等の違反行為に対しては、主として刑事罰によって実効性の確保を図ってきたところ、平成16年における証取法の改正により、刑事罰に加えて、平成17年4月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、証取法上の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準は、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得相当額を基準に法定されている。

証券監視委は、平成17年4月1日、課徴金制度の導入に伴い、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、課徴金調査・有価証券報告書等検査室(平成18年7月に「課徴金・開示検査課」に改組。)を設置した。

証券監視委は、課徴金に係る必要な調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる(設置法第20条)。

なお、課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官(内閣総理大臣より委任)は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官(内閣総理大臣より委任)が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる(別紙参照)。

2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

具体的な課徴金の対象となる行為及び課徴金額は、以下のとおりである。

- (1) 虚偽の有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により有価証券を取得させ、売り付ける行為(証取法第172条)

課徴金額：募集・売出価額の100分の1(株券等は100分の2)

- (2) 虚偽の有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等の提出(証取法第172条の2)

課徴金額：300万円又は株式の市場価額の総額の10万分の3のいずれか大きい額(半期報告書及び臨時報告書の場合はその2分の1)

- (注) 継続開示書類に係る虚偽記載については、平成17年12月1日以降に提出された有価証券報告書等のみが課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価額の総額の10万分の2のいずれか大きい額と定められている。

- (3) 風説の流布・偽計(証取法第173条)

課徴金額：違反行為(風説の流布・偽計)の終了後1か月以内に売り付けした価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後1か月以内に買い付けした価額を控除した額

(4) 相場操縦（証取法第174条）

課徴金額：違反行為（相場操縦）による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後1か月以内に行われたものによる利得の合計額

（注）平成18年6月に成立した証券取引法等の一部を改正する法律により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が、新たに課徴金の対象となった（施行日は平成18年7月4日）。

(5) 内部者取引（証取法第175条）

課徴金額：重要事実の公表前6か月以内に売り付けした価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から重要事実の公表前6か月以内に買い付けした価額を控除した額

なお、課徴金制度については、平成17年6月に成立した証券取引法の一部を改正する法律附則第6条第1項において、「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

3 課徴金調査の権限等

有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、開示検査として、証取法第26条で定められており、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し、

(1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること

(2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引の不公正取引に係る課徴金調査の権限は、証取法第177条で定められており、

(1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

(2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

4 開示検査

証取法においては、開示の適正性の確保を通じて公益及び投資者保護を図るため、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行うことができることとされている。

平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことから、開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年7月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されている。

開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

(1) 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付

状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第26条（証取法第27条において準用する場合を含む。））

- (2) 公開買付者、その特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の22第1項（証取法第27条の22の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書の提出者、その関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の30第1項）
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（証取法第27条の30第2項）
- (6) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（証取法第193条の2第4項）

(注1) なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

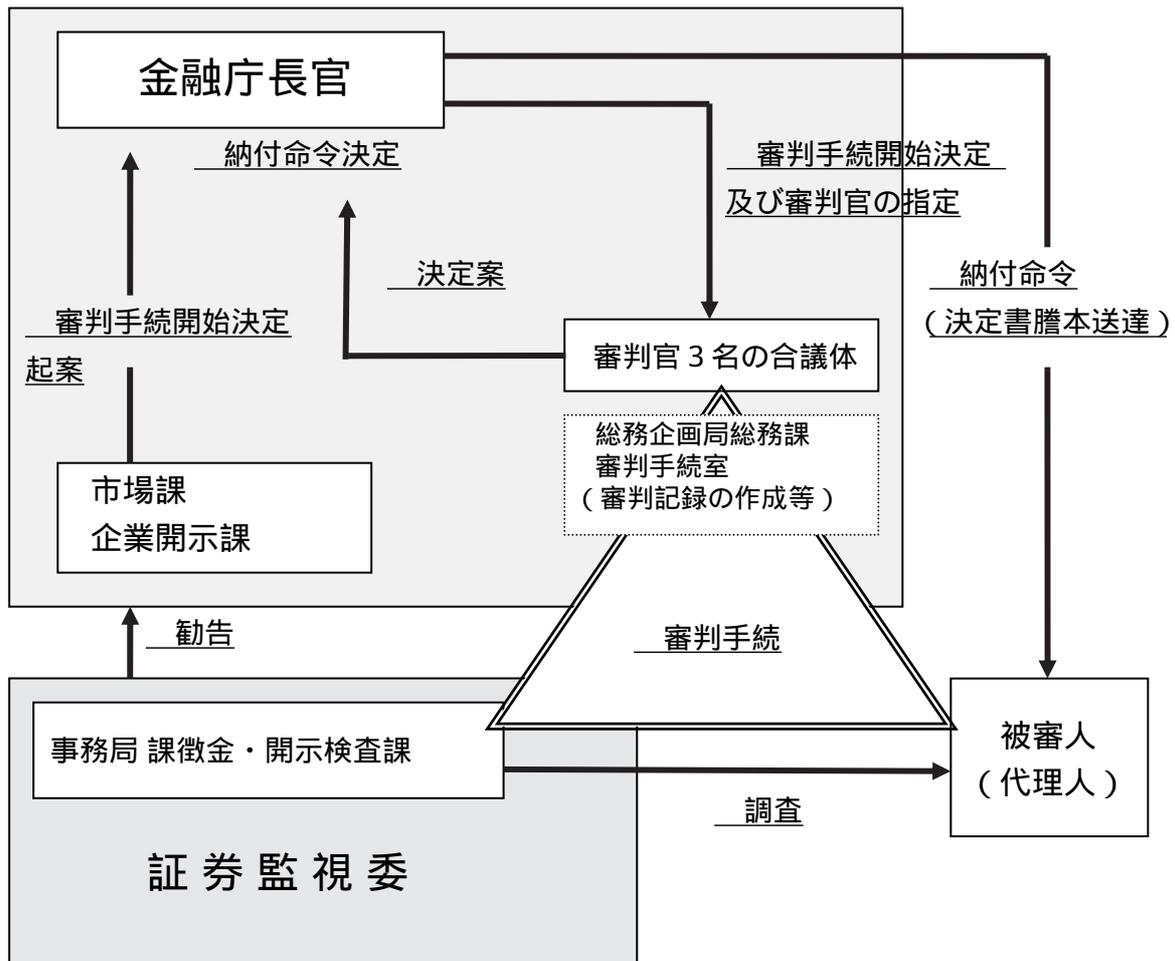
- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の2第1項第3号）

(注2) 上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（証取法施行令第38条の2第1項ただし書）これらの権限及び（注1）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

証取法上、開示書類において、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣は当該開示書類の提出者等に対し、課徴金を納付することを命じなければならない（第3「2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」(1)及び(2)参照）ほか、訂正報告書等の提出を命ずることができることとされている（証取法第10条第1項等）。

我が国証券市場においては、約3,900社の上場会社を含む開示会社約4,700社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。証券監視委は、これら開示会社が適時開示を行った企業情報、訂正した開示書類、開示会社に関する報道、一般からの情報等の様々な資料・情報を収集・分析し、開示書類に虚偽記載等のおそれがある場合には、開示検査を行う。その結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、必要な行政処分を求める勧告等を行うほか、開示会社に対し、開示書類を自発的に訂正するよう促しているところである。

課徴金納付命令までの流れ



証券監視委が調査

その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告

- ・ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定

審判官による審判手続

審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出

- ・ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

第4 不公正取引に対する告発・勧告

1 犯則事件の調査・告発実績

(1) 犯則事件の調査の実施状況

平成18事務年度に告発した事件のうち、セイクレストに係る内部者取引（その1及びその3）、(株)ビーマップに係る相場操縦、ホームック(株)他1銘柄に係る内部者取引、(株)伊藤園他17銘柄に係る内部者取引、川上塗料(株)に係る相場操縦及び川上塗料(株)に係る情報流布の嫌疑について、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施した。

なお、これらの事件のうち、(株)セイクレストに係る内部者取引（その1及びその3）及び(株)ビーマップに係る相場操縦の嫌疑については大阪府警察本部と合同で強制調査を実施しており、必要に応じて他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

(2) 告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、相場操縦につき3件・10名（ビーマップ事件、川上塗料事件（相場操縦及び情報流布））、内部者取引につき9件・18名（西松屋チェーン他4銘柄事件、ピーシーデポコーポレーション他1銘柄事件、アイ・エム・ジェイ事件、セイクレスト事件（その1ないしその3）、ホームック他1銘柄事件、ホームック事件及び伊藤園他17銘柄事件）の合計12件・28名について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発した。

（附属資料123頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

なお、平成18事務年度の告発案件のうち、ピーシーデポコーポレーション他1銘柄事件については横浜地方検察庁検察官、セイクレスト事件（その1ないしその3）及びビーマップ事件については大阪地方検察庁検察官、ホームック事件（その1及びその2）については札幌地方検察庁検察官、伊藤園他17銘柄事件については秋田地方検察庁検察官、川上塗料事件（相場操縦）、川上塗料事件（情報流布）についてはさいたま地方検察庁検察官にそれぞれ告発しており、犯則事件の地方での発生が例年に比べ増加している。このように事案が地域的な広がりを見せるなか証券監視委としては、引き続き不公正取引に対する厳正な対処に努めてきたところである。

(3) 告発事案の概要

西松屋チェーン他4銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)西松屋チェーン他4銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第3項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年7月25日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)西松屋チェーン他4社は、それぞれ株式分割を行うことについての決定をし、平成17年12月から平成18年1月にかけて、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、上記5社との間で、株式分割に関する法定公告の記載に係る契約を締結していた広告代理店から、当該法定公告掲載を請け負っていた新聞社の社員であったものであるが、自己の職務に関して上記重要事実を知り、その公表前である平成17年12月から平成18年1月までの間、当該5社の株券合計9万4,400株を代金合計約2億4,332万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成18年8月11日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。同年12月25日、東京地方裁判所において懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金600万円、追徴金約1億1,674万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

ピーシーデポコーポレーション他1銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)ピーシーデポコーポレーション他1銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年8月3日、犯則嫌疑者1人を横浜地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

- 犯則嫌疑者は、(株)ピーシーデポコーポレーションの社員であったものであるが、
- i その職務に関し、同社が株式分割を行うことについての決定をした旨の事実を知り、同事実の公表前である平成16年1月から2月までの間、同社の株券合計46株を約1,657万円で買い付けた
 - ii その職務に関し、(株)オーエー・システム・プラザが(株)ピーシーデポコーポレーションとの間で業務提携を行うことについての決定をした旨の事実を知り、同事実の公表前である同年10月、(株)オーエー・システム・プラザの株券合計4万9,000株を約863万円で買い付けた
 - iii (株)オーエー・システム・プラザの代表取締役から、同社が株式の発行を行うことについての決定をした旨の事実について伝達を受け、同事実の公表前である平成17年8月、同社の株券17万株を約6,020万円で買い付けた

ものである。

〔告発後の経緯〕

平成18年8月11日、上記犯則嫌疑者についての公訴の提起が行われ、横浜地方裁判所において公判係属中である。

アイ・エム・ジェイ事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)アイ・エム・ジェイの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年10月20日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)アイ・エム・ジェイは、株式分割を行うことについての決定をし、平成16年6月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、同社の顧問であるとともに親会社の常務取締役であったものであるが、その職務に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年5月から6月までの間、同社の株券25株を約796万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成18年11月2日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成19年1月16日、東京地方裁判所において懲役2年（執行猶予3年）、罰金200万円、追徴金1,675万円の判決が言い渡

され、同裁判は確定した。

セイクレスト事件（その1 内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)セイクレストの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成19年1月16日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年2月5日、犯則嫌疑者3人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)セイクレストは、株式分割を行うことについての決定をし、平成17年12月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Aは、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年11月から12月までの間、犯則嫌疑者B及び同Cと共謀の上、同社の株券合計25株を約1,257万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年2月6日、上記犯則嫌疑者Aについて公訴の提起が行われた。同年6月22日、大阪地方裁判所において、後述するセイクレスト事件（その2 内部者取引）の計2件により懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金200万円、追徴金約6,000万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

セイクレスト事件（その2 内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)セイクレストの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成19年2月26日、犯則嫌疑者2人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)セイクレストは、平成18年3月期の経常利益及び純利益について、新たに算出された予想値が、直前に公表された予想値に比較して差異が生じたことから、平成18年3月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者A（セイクレスト事件（その1）の犯則嫌疑者A）は、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年2月から3月までの間、犯則嫌疑者Bと共謀の上、同社の株券合計111株を約3,108万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年2月27日、上記犯則嫌疑者Aについて公訴の提起が行われた。同年6月22日、大阪地方裁判所において、前述したセイクレスト事件（その1 内部者取引）の計2件により懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金200万円、追徴金6,000万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

セイクレスト事件（その3 内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)セイクレストの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第3項等、会社関

係者の禁止行為)に違反するとして、平成19年2月6日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年2月26日、犯則嫌疑者1人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)セイクレストは、株式分割を行うことについての決定をし、平成17年12月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、同社の社員(セイクレスト事件(その1及びその2)の犯則嫌疑者A)から、上記の重要事実の伝達を受け、その公表前である同年12月、同社の株券合計20株を約1,106万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年2月27日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。同年5月9日、大阪地方裁判所において、懲役1年(執行猶予3年)、罰金80万円、追徴金約533万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

ビーマップ事件(相場操縦)

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)ビーマップの株券に係る相場操縦が証取法(第159条第1項等、相場操縦的行為の禁止)に違反するとして、平成19年3月7日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同月27日、犯則嫌疑者7人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者7人は、共謀の上、平成17年3月上旬から中旬までの間、(株)ビーマップの株券について、

- i その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計7,385株を買い付ける一方、同株券合計5,731株を売り付ける一連の取引をし、さらに、下値買注文を入れて下値を支えるなどの方法により同株券合計179株の買付けの委託を行い、その株価を28万5,000円から40万8,000円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、
- ii 他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同株券合計3,840株について、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同株券合計1,239株について、馴れ合いの売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成19年3月28日、上記犯則嫌疑者7人中4人について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

ホームック他1銘柄事件(内部者取引)

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、ホームック(株)他1銘柄の株券に係る内部者取引が証取法(第166条第1項等、会社関係者の禁止行為)に違反するとして、平成19年5月10日、札幌地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同月29日、犯則嫌疑者1人を札幌地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

ホームック(株)及び(株)カーマは、株式移転によりダイキ(株)と共同持株会社を設立することについての決定をし、平成17年7月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、ホームック(株)及び(株)カーマとの間で、プレス配付資料の作成に係る契約を締結した法人の代表取締役であったものであるが、同契約の締結に関し、上記の重要事実を知り、その公表前である同年5月から6月までの間、ホームック(株)及び(株)カーマの株券合計2万1,000株を約3,241万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年5月30日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、札幌地方裁判所において公判係属中である。

ホームック事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、ホームック(株)の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第3項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成19年6月4日、犯則嫌疑者1人を札幌地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

ホームック(株)は、(株)カーマ及びダイキ(株)と共同持株会社を設立するため株式移転を行うことについての決定をし、平成17年7月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者は、ホームック(株)の代表取締役から、上記の重要事実の伝達を受け、その公表前である平成17年7月、同社の株券合計3万5,000株を約4,024万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年6月5日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、札幌地方裁判所において公判係属中である。

伊藤園他17銘柄事件（内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)伊藤園他17銘柄の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成18年9月12日、強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成19年6月7日、犯則嫌疑者7人を秋田地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)伊藤園他17社は、それぞれ株式分割を行うことについての決定をし、平成17年4月から平成18年3月までの間、その旨をそれぞれ公表した。

犯則嫌疑者Aは、上記18社との間において株式分割に関する取締役会決議通知に係る契約を締結した印刷会社の社員であったものであるが、同契約の履行に関し、上記各社の重要事実を知り、

- i その公表前である平成17年9月から平成18年1月までの間、配偶者及びその親族5人と共謀の上、(株)伊藤園ほか5社の株券合計5万6,682株を約4億1,000万円で買い付け、
- ii その公表前である平成17年12月から平成18年3月までの間、配偶者及びその親族4人と共謀の上、マックスバリュ東海(株)ほか2社の株券合計3万2,200株を約1億3,000万円で買い付け、

- iii その公表前である平成17年4月から平成18年3月までの間、配偶者及びその親族3人と共謀の上、三光合成(株)ほか5社の株券合計6万4,076株を約2億2,000万円で買い付け、
- iv その公表前である平成17年12月から同18年2月までの間、配偶者と共謀の上、朝日工業(株)ほか2社の株券合計6,812株を約9,000万円で買い付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年6月27日、一部の銘柄の取引に関し上記犯則嫌疑者7人のうち5人について公訴の提起が行われ、残る銘柄の取引については平成19年7月6日、上記犯則嫌疑者7人のうち5人について公訴の提起が行われ、秋田地方裁判所において公判係属中である。

川上塗料事件（相場操縦）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、川上塗料(株)の株券に係る相場操縦が証取法（第159条第1項等、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成19年5月28日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年6月25日、犯則嫌疑者2人を、さいたま地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者2人は、共謀の上、平成15年4月上旬から5月中旬までの間、川上塗料(株)の株券について、

- i その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計約208万株を買い付ける一方、同株券合計約166万株を売り付ける一連の取引をし、さらに、大量の下値買注文を入れて下値を支えるなどの方法により同株券合計約750万株の買付けの委託を行い、その株価を214円から517円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、
- ii 他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同株券合計約108万株について、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成19年6月26日、上記犯則嫌疑者2人について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

川上塗料事件（情報流布）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、川上塗料(株)の株券に係る情報流布が証取法（第159条第2項等、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成19年5月28日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年6月28日、犯則嫌疑者1人を、さいたま地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者（川上塗料事件（相場操縦）の犯則嫌疑者の1人）は、川上塗料(株)の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成15年1月から5月までの間、インターネットを介して、いわゆる電子掲示板上で、同株券の株価が高騰するべ

き旨の文字データを不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、もって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布したものである。

〔告発後の経緯〕

平成19年6月29日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

2 課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成18事務年度においては、不公正取引に関して9件（個人6件、法人3件）7,633万円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月からは合計18件（個人14件、法人4件）8,187万円の勧告を行ったこととなり、刑事告発とあわせて、違反行為に対するよりきめ細かい監視を行うことが可能となった。

平成18事務年度における勧告事案は、いずれも内部者取引に関するものであったが、上場会社が重要事実公表前に自己株式の買付けを行ったもの（株小松製作所及び株大塚家具の株券に係る内部者取引）があったほか、課徴金納付命令対象者が、上場会社自体、上場会社の役職員、上場会社の子会社の役員、上場会社の取引先社員等であったり、重要事実が、新株発行、業績予想の下方修正、子会社の解散、合併等であったりと、その内容は多岐にわたるものとなった。課徴金額も、最低で4万円、最高で4,378万円と、事案によって様々であった。

また、これらの勧告を契機として、上場会社が内部規程や社内管理体制の見直しを行うなど、内部者取引の未然防止に取り組む契機となった。

(2) 勧告事案の概要

平成18事務年度の不公正取引に係る課徴金納付命令勧告は、全て内部者取引（証取法第175条）に係るものであった。

内部者取引における課徴金額は、下記のとおり証取法第175条の規定に基づき算定される。

- ・ 買付けを行った場合
（重要事実が公表された翌日の終値）×（買付株数） - （買付価格）×（買付株数）
- ・ 売付けを行った場合
（売付価格）×（売付株数） - （重要事実が公表された翌日の終値）×（売付株数）

株パオの株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

株ジー・コミュニケーションの役員は、同社と業務提携契約を締結している株パオが株式の発行を行うことを決定した事実を契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成18年1月6日以前の平成17年11月7日に、株ジー・コミュニケーションの計算において、株券8,000株を316万円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年9月14日
- ・ 課徴金額 39万円

（注）重要事実公表日翌日である1月7日が市場休業日であったため、課徴金額は、当該翌日以後の直近の株パオの株価である1月10日の始値である444円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$444円 \times 8,000株 - 買付価額316万円（395円 \times 8,000株） = 39万2,000円$$

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため39万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年9月14日

課徴金納付命令日 平成18年10月2日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

アロカ株の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

アロカ株において技術開発等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者①）は、同社の業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年10月18日以前の同月7日に、株券3,000株を250万8,000円で売り付けたものである。

アロカ株の子会社Aの役員（課徴金納付命令対象者②）は、アロカ株役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月6日に、株券4,000株を327万6,000円で売り付けたものである。

アロカ株の子会社Bの役員（当時、課徴金納付命令対象者③）は、アロカ株役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月12日及び同月13日に合計10,000株を総額850万2,000円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年12月8日
- ・ 課徴金額 課徴金納付命令対象者① 17万円
課徴金納付命令対象者② 16万円
課徴金納付命令対象者③ 73万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月19日のアロカ株の株価の終値である777円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

課徴金納付命令対象者①

売付価額（250万8,000円） - 777円 × 3,000株 = 17万7,000円

売付価額は、 $\left. \begin{array}{l} 840円 \times 1,000株 \\ 835円 \times 1,000株 \\ 833円 \times 1,000株 \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため17万円

課徴金納付命令対象者②

売付価額（327万6,000円） - 777円 × 4,000株 = 16万8,000円

売付価額は、 $\left. \begin{array}{l} 823円 \times 1,000株 \\ 822円 \times 1,000株 \\ 816円 \times 1,000株 \\ 815円 \times 1,000株 \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため16万円

課徴金納付命令対象者③

売付価額（850万2,000円） - 777円 × 10,000株 = 73万2,000円

売付価額は、 $\left. \begin{array}{l} 850円 \times 6,000株 \\ 851円 \times 2,000株 \\ 850円 \times 2,000株 \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため73万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年12月8日
課徴金納付命令日 平成18年12月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

ジャパン建材㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

ジャパン建材㈱において経理等の業務に従事していた社員は、同社の連結業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、平成18年5月8日、この事実が公表される午後4時40分より以前に、株券1,100株を98万600円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年2月6日
- ・ 課徴金額 4万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の平成18年5月9日のジャパン建材㈱の株価の終値である854円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額98万600円 - (854円 × 1,100株) = 4万1,200円

売付価額は、

| | |
|---|-------------|
| } | 893円 × 200株 |
| | 892円 × 500株 |
| | 890円 × 400株 |

の合計額である。

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため4万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年2月6日
課徴金納付命令日 平成19年2月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

㈱小松製作所の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

㈱小松製作所の執行役員は、同社の子会社のオランダコマツファイナンス(有)が解散を行うことについての決定した事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年7月13日以前の同月4日から13日の間に、㈱小松製作所の計算において、株券131万6,000株を11億7,746万1,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年3月9日
- ・ 課徴金額 4,378万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の7月14日の㈱小松製作所の株価の終値である928円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

(928円 × 131万6,000株) - 買付価額11億7,746万1,000円 = 4,378万7,000円

買付価額は、以下の計算の合計額となる。

| | |
|----------------|----------------|
| 868円 × 13,000株 | 869円 × 17,000株 |
| 871円 × 20,000株 | 872円 × 3,000株 |
| 873円 × 20,000株 | 876円 × 18,000株 |
| 877円 × 10,000株 | 878円 × 10,000株 |
| 879円 × 20,000株 | 880円 × 10,000株 |
| 881円 × 10,000株 | 882円 × 21,000株 |
| 883円 × 60,000株 | 884円 × 25,000株 |
| 885円 × 40,000株 | 886円 × 20,000株 |
| 887円 × 55,000株 | 888円 × 78,000株 |
| 889円 × 59,000株 | 890円 × 78,000株 |

| | |
|----------------|----------------|
| 891円 × 78,000株 | 892円 × 50,000株 |
| 893円 × 30,000株 | 894円 × 20,000株 |
| 895円 × 70,000株 | 896円 × 58,000株 |
| 897円 × 33,000株 | 898円 × 32,000株 |
| 899円 × 20,000株 | 900円 × 10,000株 |
| 901円 × 20,000株 | 903円 × 20,000株 |
| 904円 × 10,000株 | 905円 × 10,000株 |
| 906円 × 10,000株 | 907円 × 24,000株 |
| 908円 × 20,000株 | 910円 × 10,000株 |
| 911円 × 20,000株 | 912円 × 20,000株 |
| 915円 × 20,000株 | 918円 × 10,000株 |
| 919円 × 10,000株 | 920円 × 10,000株 |
| 923円 × 34,000株 | 924円 × 7,000株 |
| 925円 × 30,000株 | 926円 × 7,000株 |
| 927円 × 23,000株 | 928円 × 13,000株 |

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため4,378万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年3月9日
課徴金納付命令日 平成19年3月30日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

㈱大塚家具の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

㈱大塚家具の役員は、同社が配当予想値の修正を行う事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成18年2月23日以前の同月10日から22日の間に、㈱大塚家具の計算において、株券7万9,000株を3億3,295万5,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年5月8日
- ・ 課徴金額 3,044万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の2月24日の㈱大塚家具の株価の終値である4,600円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

(4,600円 × 79,000株) - 買付価額3億3,295万5,000円 = 3,044万5,000円

買付価額は、以下の計算の合計額となる。

| | |
|------------------|-----------------|
| 3,980円 × 1,000株 | 3,990円 × 1,000株 |
| 4,000円 × 1,000株 | 4,010円 × 900株 |
| 4,020円 × 1,000株 | 4,030円 × 100株 |
| 4,050円 × 4,000株 | 4,100円 × 1,500株 |
| 4,120円 × 1,700株 | 4,130円 × 1,700株 |
| 4,140円 × 2,000株 | 4,150円 × 2,100株 |
| 4,160円 × 1,800株 | 4,170円 × 3,000株 |
| 4,180円 × 6,100株 | 4,190円 × 900株 |
| 4,200円 × 13,600株 | 4,210円 × 3,300株 |
| 4,220円 × 1,200株 | 4,230円 × 1,000株 |
| 4,240円 × 2,300株 | 4,250円 × 5,400株 |
| 4,260円 × 3,600株 | 4,280円 × 300株 |

| | |
|-----------------|-----------------|
| 4,290円 × 500株 | 4,300円 × 3,000株 |
| 4,310円 × 700株 | 4,330円 × 1,000株 |
| 4,340円 × 600株 | 4,350円 × 1,900株 |
| 4,370円 × 1,900株 | 4,380円 × 1,100株 |
| 4,390円 × 1,500株 | 4,400円 × 6,300株 |

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため3,044万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年5月8日
課徴金納付命令日 平成19年5月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

ダイヤモンドリース㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

ダイヤモンドリース㈱の契約締結先の社員は、ダイヤモンドリース㈱がユーエフジェイセントラルリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年7月24日に、株券200株を98万2,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年6月15日
- ・ 課徴金額 20万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月20日のダイヤモンドリース㈱の株価の終値である5,910円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

(5,910円 × 200株) - 買付価額98万2,000円 (4,910円 × 200株) = 20万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年6月15日
課徴金納付命令日 平成19年6月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

ユーエフジェイセントラルリース㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

ユーエフジェイセントラルリース㈱の契約締結先の社員は、ユーエフジェイセントラルリース㈱がダイヤモンドリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年9月21日及び同月25日に、株券合計500株を総額249万4,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年6月15日
- ・ 課徴金額 42万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月20日のユーエフジェイセントラルリース㈱の株価の終値である5,840円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

(5,840円 × 500株) - 買付価額249万4,000円 = 42万6,000円

買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 5,180円 \times 200株 \\ 4,860円 \times 300株 \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため42万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年6月15日
課徴金納付命令日 平成19年6月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

第5 ディスクロージャーに関する告発・勧告

1 犯則事件の調査・告発実績

(1) 犯則事件の調査の実施状況

平成18事務年度に告発した事件のうち、サンビシ(株)にかかる虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑について、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施した。

(2) 告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、虚偽の有価証券報告書等の提出につき1件・3名(サンビシ事件)について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発した。

(附属資料123頁以下の告発事件の概要一覧表参照)

(3) 告発事案の概要

サンビシ事件(虚偽の有価証券報告書提出)

[調査の実施状況及び告発の状況]

証券監視委は、サンビシ(株)に係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法(第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、平成19年1月17日、愛知県警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年2月6日、犯則嫌疑法人1社(サンビシ(株))及び犯則嫌疑者2人を、名古屋地方検察庁検察官に告発した。

[告発の対象となった犯則事実]

犯則嫌疑法人サンビシ(株)の代表取締役であった犯則嫌疑者A及び取締役であった犯則嫌疑者Bは、共謀の上、同社の業務に関し、平成15年3月期から平成17年3月期の3期にわたり、真実は連結子会社が存在したにも関わらず、これがないと記載するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

[告発後の経緯]

平成19年2月7日、上記犯則嫌疑者A及び同Bについて公訴の提起が行われた。同年5月7日、名古屋地方裁判所において、Aについては懲役1年6月(執行猶予4年)、Bについては懲役1年(執行猶予3年)の判決が言い渡され、それぞれ確定した。

2 課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成18事務年度においては、平成18年11月に、開示書類の虚偽記載に係る初の課徴金納付命令の発出を求める勧告(東日本ハウス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載)を行った。このほか、同年12月には、課徴金額の過去最高額である5億円の課徴金納付命令勧告(株日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載)を行うなど、開示書類の虚偽記載に関して5件、6億5,814万9,999円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。

平成18事務年度における勧告事案は、虚偽記載のある開示書類が、発行開示書類(有価証券届出書、発行登録追補書類)や継続開示書類(有価証券報告書、半期報告書)であったり、虚偽記

載の態様が、引当金の過少計上、売上原価の付替え、孫会社の連結除外、損失の繰延べ、架空売上の計上等であったりと、その内容は多岐にわたるものとなった。

(2) 勧告事案の概要

平成18事務年度の開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告は、発行開示書類の虚偽記載に係るものと継続開示書類の虚偽記載に係るものがあった。

発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、証取法第172条の規定に基づき、募集により取得させた有価証券の発行価額又は売出しにより売り付けた有価証券の売価額の100分の1（その有価証券が株券等である場合には100分の2）と算定される。

継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、証取法第172条の2の規定に基づき、300万円又は株式の市場価額の総額の10万分の3のいずれか大きい額（半期報告書はその2分の1）と算定される。

（注）継続開示書類の虚偽記載については、平成17年12月1日以降に提出された有価証券報告書等のみが課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価格の総額等の10万分の2のいずれか大きい額と定められている（平成17年法律第76号附則第5条第2項）。

東日本ハウス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

東日本ハウス㈱は、退職給付引当金の過少計上により、連結純資産が約34億円であったにもかかわらず、連結純資産に相当する「資本合計」欄に約38億円と記載するなどした連結貸借対照表、及び経常利益が約15億円であったにもかかわらず、これを約22億円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年10月期有価証券報告書に掲載し、この有価証券報告書を、平成18年1月27日、関東財務局長に対して提出したものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年11月22日
- ・ 課徴金額 200万円

（注）課徴金額は、平成17年10月期有価証券報告書の訂正報告書を自発的に提出していること等により、同社の株式の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（16万3,016円）が200万円を超えないことから、200万円となる。

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年11月22日
課徴金納付命令日 平成18年12月6日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

㈱T T Gに係る有価証券届出書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

㈱T T Gは、売上原価の付替え等により、

イ 連結経常損益が118百万円（百万円未満切捨て。以下連結純資産額、債務超過及び連結純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）の損失であったにもかかわらず、204百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,851百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に34百万円と記載するなどした連結貸借対照表を平成17年3月期有価証券報告書に掲載し、

ロ 連結純資産額が481百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年9月期半期報告書に掲

載したうえ、

- i 平成17年3月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年5月23日提出の有価証券届出書及び同年6月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書
- ii 平成17年3月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年8月5日提出の有価証券届出書
- iii 平成17年3月期有価証券報告書及び平成17年9月期半期報告書を組込情報とする平成18年1月6日提出の有価証券届出書
- iv 平成17年3月期有価証券報告書及び平成17年9月期半期報告書を組込情報とする平成18年3月10日提出の有価証券届出書

(いずれも関東財務局長に対して提出)に基づく募集により株式等の有価証券を取得させたものである。

また、同社は、平成17年12月26日、関東財務局長に対し、上記平成17年9月期半期報告書を提出したものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年12月6日
- ・ 課徴金額 1億3,133万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

- ① 平成17年5月23日提出の有価証券届出書及び同年6月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書に係るもの

発行価額(9億9,000万円) × 2 / 100 = 1,980万円

- ② 平成17年8月5日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額(35億円) × 2 / 100 = 7,000万円

- ③ 平成18年1月6日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額(160万円) × 2 / 100 = 3万2,000円

- ④ 平成18年3月10日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額(20億円) × 2 / 100 = 4,000万円

- ⑤ 平成17年9月期半期報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(33万7,507円)が300万円を超えないことから、300万円の2分の1に相当する額である150万円となる。

課徴金額は、上記合計額(1億3,133万2,000円)から1万円未満を切り捨てるため、1億3,133万円。

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年12月6日
課徴金納付命令日 平成18年12月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

㈱日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告
㈱日興コーディアルグループは、

- i 子会社である日興プリンシパル・インベストメンツ㈱(以下「NPI」という。)が、その株式のすべてを所有し、実質的に支配しているNPIホールディングス㈱(以下「NPIH」という。)を連結の範囲に含めず、
- ii NPIHが発行しNPIが保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどしてNPIの会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上することにより、

連結経常利益が58,968百万円(百万円未満切捨て。以下連結経常利益及び連結当期純利益について同じ。)であったにもかかわらず、77,717百万円と記載し、連結当期純利益が35,268百万円で

あったにもかかわらず、46,935百万円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年3月期有価証券報告書に掲載し、平成17年11月9日、上記平成17年3月期有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を関東財務局長に対して提出し、平成17年11月22日、同発行登録追補書類に基づく一般募集により500億円の社債券を取得させたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年12月18日
- ・ 課徴金額 5億円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

発行価額(500億円) × 1 / 100 = 5億円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年12月18日
課徴金納付命令日 平成19年1月5日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

エー・アンド・アイシステム㈱に係る半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

エー・アンド・アイシステム㈱は、損失の繰延べにより、連結中間純損益が524百万円(百万円未満切捨て。以下連結中間純利益額、連結純資産額及び中間連結貸借対照表の「資本合計」欄の金額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、116百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が2,059百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に2,700百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年9月期半期報告書に掲載し、この半期報告書を、平成17年12月21日、関東財務局長に対して提出したものである。

また、同社は、平成18年4月11日、関東財務局長に対し、上記平成17年9月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年4月27日、同有価証券届出書に基づく募集により株式を取得させたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年4月17日
- ・ 課徴金額 2,259万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成17年9月期半期報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(16万9,478円)が300万円を超えないことから、課徴金の額は300万円の2分の1に相当する額である150万円となる。

② 平成18年4月11日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額(10億5,479万900円) × 2 / 100 = 2,109万5,818円

課徴金額は、上記合計額(2,259万5,818円)から1万円未満を切り捨てるため、2,259万円。

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年4月17日
課徴金納付命令日 平成19年5月10日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

ネクストウェア㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

ネクストウェア㈱は、架空売上の計上により、連結中間純損益が160百万円(百万円未満切捨て。以下連結中間純利益額、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、4百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を平成17年9月

期半期報告書に掲載し、平成17年12月22日、近畿財務局長に対して提出した。また、連結当期純損益が456百万円の損失であったにもかかわらず、88百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を平成18年3月期有価証券報告書に掲載し、平成18年6月30日、近畿財務局長に対して提出したものである。

さらに、同社は、平成18年1月10日、近畿財務局長に対し、上記平成17年9月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年1月26日、同有価証券届出書に基づく募集により新株予約権証券を取得させたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年6月26日
- ・ 課徴金額 222万9,999円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成17年9月期半期報告書及び平成18年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額(16万2,362円)が200万円を超えないことから、平成17年9月期半期報告書については200万円の2分の1に相当する額である100万円、平成18年3月期有価証券報告書については200万円が、各個別決定ごとの算出額となる。

ここで、証取法第185条の7第2項の規定により、同一の事業年度に係る2以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり200万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額(同法第185条の7第18項の規定により1円未満端数切捨て)が課徴金の額となる。

イ 平成17年9月期半期報告書について

$$\begin{array}{r} 2,000,000 \times 1,000,000 \quad / \quad (2,000,000 + 1,000,000) \\ \text{(半期報告書の個別決定額)} \quad \quad \quad \text{(個別決定額の合計)} \\ = 666,666円 \end{array}$$

ロ 平成18年3月期有価証券報告書について

$$\begin{array}{r} 2,000,000 \times 2,000,000 \quad / \quad (2,000,000 + 1,000,000) \\ \text{(有価証券報告書の個別決定額)} \quad \quad \quad \text{(個別決定額の合計)} \\ = 1,333,333円 \end{array}$$

② 平成18年1月10日提出の有価証券届出書に係るもの

発行価額(1,156万円) × 2 / 100 = 23万1,200円

課徴金額は、上記合計額(23万1,200円)から1万円未満を切り捨てるため、23万円。

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年6月26日
- 課徴金納付命令日 平成19年7月13日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

3 有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告

平成18事務年度においては、半期報告書の訂正報告書の提出命令(証取法第24条の5第5項において準用する同法第10条第1項)及び有価証券届出書の訂正届出書の提出命令(証取法第10条第1項)の発出を求める勧告を1件行った。

㈱TTG提出の半期報告書等の虚偽記載に係る訂正報告書等の提出命令の勧告

㈱TTGは、平成17年12月26日に関東財務局長に対して提出した平成17年9月期半期報告書において、売上原価の付替え等により、連結純資産額が481百万円(百万円未満切捨て。以下連結

純資産額に相当する「資本合計」について同じ。)であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載したものである。

また、(株)TTGが、関東財務局長に対し、平成18年1月6日及び同年3月10日に提出した有価証券届出書において、上記平成17年9月期半期報告書が組込情報とされていたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年12月6日
- ・ 勧告後の経緯 半期報告書等の訂正報告書等の提出命令発出前の平成18年12月11日に、関東財務局長に対し半期報告書等の訂正報告書等を提出し、受理された。

第3章 証券検査

第1 概説

証券監視委は、証取法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社をはじめとする検査対象先に対して、証券取引及び金融先物取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、主として臨店により検査を行う。

証券監視委は、平成4年の設立以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、証券監視委の検査の範囲及び対象先が拡大した。具体的には、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託業者等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任されている。同時に、改正金先法が施行され、外国為替証拠金取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となるなど、金融先物取引業者に対する検査の範囲が拡大した。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 証券会社 | (証取法第59条第1項、第194条の6) |
| ② 登録金融機関 | (証取法第65条の2第10項、第194条の6) |
| ③ 証券仲介業者 | (証取法第66条の20、第194条の6) |
| ④ 証券業協会 | (証取法第79条の14、第194条の6) |
| ⑤ 投資者保護基金 | (証取法第79条の77、第194条の6) |
| ⑥ 証券取引所 | (証取法第151条、第194条の6) |
| ⑦ 外国証券取引所 | (証取法第155条の9、第194条の6) |
| ⑧ 証券取引所持株会社 | (証取法第106条の27、第194条の6) |
| ⑨ 証券取引清算機関 | (証取法第156条の15、第194条の6) |
| ⑩ 証券金融会社 | (証取法第156条の34、第194条の6) |
| ⑪ 外国証券会社 | (外証法第31条第1項、第42条) |
| ⑫ 許可外国証券業者 | (外証法第31条第3項、第42条) |
| ⑬ 金融先物取引所 | (金先法第52条第1項、第145条) |
| ⑭ 金融先物取引所持株会社 | (金先法第34条の48第1項、第145条) |
| ⑮ 外国金融先物取引所 | (金先法第55条の10第1項、第145条) |
| ⑯ 金融先物取引業者 | (金先法第85条第1項、第145条) |
| ⑰ 金融先物取引業協会 | (金先法第113条第1項、第145条) |
| ⑱ 金融先物清算機関 | (金先法第131条第1項、第145条) |
| ⑲ 投資信託委託業者 | (投信法第39条第1項、第225条) |
| ⑳ 受託会社 | (投信法第39条第1項、第225条) |
| ㉑ 投資信託協会 | (投信法第55条第1項、第225条) |
| ㉒ 投資法人 | (投信法第213条第2項、第225条) |
| ㉓ 投資顧問業者 | (投資顧問業法第36条第1項、第51条の2) |
| ㉔ 証券投資顧問業協会 | (投資顧問業法第46条第1項、第51条の2) |
| ㉕ 特定譲渡人 | (S P C 法第209条、第290条) |
| ㉖ 特定目的会社 | (S P C 法第217条第1項、第290条) |
| ㉗ 特定目的信託の原委託者 | (S P C 法第286条第1項、第290条) |
| ㉘ 保管振替機関 | (保振法第8条第1項、第41条の2) |
| ㉙ 振替機関 | (社振法第20条第1項、第136条) |

③〇 登録機関 (社登法第10条、第9条第3項)

③① その他、上記①から③〇までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

(注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

また、証券監視委は、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理体制の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者、金融先物取引業者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関

(本人確認法第8条第1項、第13条)

(注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うことになる。

また、証券監視委が、証券会社等(証券会社、外国証券会社、登録金融機関及び証券仲介業者をいう。以下、本章において同じ。)及び金融先物取引業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から証券業協会等に委任されていることから、証券業協会等は、証券監視委の勧告を踏まえ、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、証券監視委全体の業務に係る事務年度同様、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、検査事務年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その検査事務年度中に検査を行おうとする対象先の種類及び数等を定めている。

平成18事務年度については、平成18年7月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定め、公表した。

平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う証券会社等に対して証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。

最近の我が国の証券市場においては、情報通信技術の発展や景気回復に伴い、証券取引が活性化している一方で、取引所や証券会社によるシステム障害や売買発注業務に関する問題、金融商品や取引手法の多様化等による市場への影響など、様々な課題が明らかになってきている。こうした中、取引所や証券会社等の市場仲介者に対する投資者の信頼の向上が求められている。

証券監視委による検査の対象は、昨年7月、証券会社の財務の健全性に関する検査や投資信託委託業者、投資顧問業者等にまで拡大したところであり、今後金融商品取引法が施行されることになれば、その対象は更に拡大することとなる。

以上を踏まえ、平成18事務年度（平成18年7月～19年6月）の検査においては、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は果たすべき責務が増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行うとともに、検査対象先の問題の本質を見極める観点から効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議に向けた適正な対応を図っていくこととする。

2. 平成17証券検査事務年度検査結果

平成17事務年度（平成17年7月～18年6月）の検査結果をみると、重点項目としていた、「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況」や「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況などについて、重大な法令違反が一部の証券会社において認められた。

また、17事務年度から新たな検査対象先・項目となったもののうち、外国為替証拠金取引を営む金融先物取引業者に対しては、監督部局と必要な連携をし、計画件数を大幅に上回る検査を実施しており、一部の業者において重点項目としていた「不招請勧誘」などについて重大な法令違反が認められた。このほか、一部の投資法人において、役員会議事録の不実記載などの内部統制上の問題が認められたことに加え、一部の投資信託委託業者においては、「善管注意義務違反」や「投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為」などの重大な法令違反が認められた。

3. 平成18証券検査事務年度の検査実施方針

(1) 効率的な検査のための事務運営上の重点事項

- ① リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について業態を超えた横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

- ・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。
- ・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先について、同時検査の実施など必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担に応じ、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの検討

金融商品取引法の施行を見据え、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等について見直しの検討を行う。

(2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

② 内部統制からのアプローチ

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査対象先の内部統制面からも検証する。その際、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証することによって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた経営管理上の問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

③ グループ一体型検査の着眼点

証券会社、投資信託委託業者等のグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況について検証する。

④ 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

いわゆる適合性の原則は、投資者保護のための販売・勧誘に関するルールの柱となるべき原則であり、金融商品取引法においても引き続き同様の規範として位置付けられている。投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。

⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な証券市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引を取り扱う証券会社に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥ 証券会社の市場仲介機能に係る検証

証券会社については、システム障害や誤発注の問題等を踏まえ、システムリスクなど証券会社の抱えるリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と証券市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢を構築しているか検証する。

また、公正な市場の確保の観点から、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理が適切に行われているか等について検証する。特に、流通市場への影響の大きいMSCB等の有価証券については、引受審査等の状況を総合的に検証する。

⑦ 資産運用・助言業者に対する着眼点

投資者保護等を図る観点から、資産運用や投資助言業務を適切に遂行する役割を担う投資信託委託業者、投資法人や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資信託委託業者については、不動産物件に係る運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。また、投資法人については、その内部統制が適正に行われているかについて、十分な検証を行う。

⑧ 金融先物取引業者に対する着眼点

外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘を禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の行為規制について、引き続き投資者保護の観点から重点的に検証する。

⑨ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての的確に検証する。

さらに、昨年末以降の取引所におけるシステム障害の発生により、市場インフラとし

ての取引所の重要性が再認識されたことを踏まえ、取引所が開設する有価証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているかの確に検証する。

⑩ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同一の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

| | |
|------------|----------------------|
| 証券会社等 | 114社（うち財務局等が行うもの94社） |
| 投信・投資顧問業者等 | 48社（うち財務局等が行うもの26社） |
| 金融先物取引業者 | 9社（うち財務局等が行うもの9社） |
| 自主規制機関 | 必要に応じて実施 |

（注）上記検査に代えて、特別検査を実施することがある。

第3 検査実績

1 検査計画及びその実施状況

（1）平成18事務年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

① 証券会社等

平成18事務年度においては、証券会社等114社に対する検査を計画していたが、実際の検査着手件数は、国内証券会社78社、外国証券会社9社、登録金融機関27機関及び証券仲介業者1業者の計115社等であった。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、国内証券会社58社、外国証券会社8社、登録金融機関26機関及び証券仲介業者1業者の計93社等については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった国内証券会社32社、外国証券会社3社及び登録金融機関4機関の計39社等については、平成18事務年度中にすべての検査が終了している（附属資料175頁以下参照）。

（注1）検査が終了したものは、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものをいう。

（注2）着手件数の「社等」とは、会社以外に個人等を含む。

② 金融先物取引業者

平成18事務年度において、金融先物取引業者9社に対する検査を計画していたが、実際の検査着手件数は12社であった。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、11社については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった1社については、平成18事務年度中に検査が終了している。

③ 投信・投資顧問業者等

平成18事務年度において、投信・投資顧問業者等（投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者をいう。以下、本章において同じ。）48社等に対する検査を計画していたが、実際の検査着手件数は、投資信託委託業者22社及び投資顧問業者29業者の計51社等に加え、投資法人7法人について、その資産運用を行っている投資信託委託業者と同時に検査したことから、計58社等となった。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、投資信託委託業者21社、投資法人7法人及び投資顧問業者19業者の計47社等については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資信託委託業者4社及び投資顧問業者7業者の計11社等については、平成18事務年度中にすべての検査が終了している。

④ 自主規制機関

平成18事務年度においては、具体的な検査計画件数を策定していなかったが、6機関の検査に着手した。

平成18事務年度に検査着手したもののうち、5機関については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成17事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった2機関については、平成18事務年度中にすべての検査が終了している。

⑤ その他

平成18事務年度において、日本証券金融㈱に対し、検査に着手した。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、平成18事務年度に終了した検査において、証券会社等2社等から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、うち1先について、被検査会社等の意見の一部を採用した。

（注）意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査において適用されている制度である。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長あてに意見申出書を提出することができるが、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果（案）を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

（2）平成18事務年度に検査が終了したもの（平成17事務年度以前に検査着手したものを含む。）

のうち、重大な法令違反が認められた28件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている（第5「証券検査の結果に基づく勧告」参照）。

また、証券会社の使用人であった者に重大な法令違反が認められたものの、既に退職している場合であって、他社において外務員登録を受けているものについては、当該他社の外務員登録に関する処分を勧告した。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知す

るとともに、監督部局へ連絡している。これを受けて監督部局は被検査会社等に対して改善策の報告を求めている。

(3) 平成18事務年度における特色は、以下のとおりである。

リスクに基づいた検査計画を策定し、効率的・効果的な検査に努めた。

長年検査を実施していなかった自主規制機関に対しては、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかという観点から検査を実施した。その結果、平成17事務年度に検査着手したものを含め、複数の自主規制機関について、行政処分の勧告を行った。

また、公正な市場確保の観点から証券会社の市場仲介機能について深度ある検査を実施したところ、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買を受託する行為、法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為及び著しく不適当な引受価額での引受けを行っている状況が認められたことから、これらについて初めて行政処分を勧告した。

別表 平成18事務年度の検査実施状況

(参考)

| | 検査 計画 | 検査 着手 | 検査 終了 | 検査対象 業者等数 |
|------------|----------|----------|----------|--------------|
| 証券会社等 | 114 | 115 | 93 | 2,083 |
| 証券会社 | - | 78 | 58 | 278 |
| 外国証券会社 | - | 9 | 8 | 32 |
| 登録金融機関 | - | 27 | 26 | 1,182 |
| 証券仲介業者 | - | 1 | 1 | 591 |
| 金融先物取引業者 | 9 | 12 | 11 | 196 |
| 投信・投資顧問業者等 | 48 | 58 | 47 | 1,138 |
| 投資信託委託業者 | - | 22 | 21 | 123 |
| 投資法人 | - | 7 | 7 | 55 |
| 投資顧問業者 | - | 29 | 19 | 960 |
| 自主規制機関 | - | 6 | 5 | 10 |
| その他 | - | 1 | 0 | - |

(注1) 検査終了欄は、平成18事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

(注2) 被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが19支店(うち、検査を終了したものは17支店)ある。

(注4) 検査対象業者等数は、平成19年3月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成18事務年度に検査着手した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社128人・日、外国証券会社119人・日、登録金融機関46人・日、証券仲介業者3人・日、金融先物取引業者101人・日、投資信託委託業者129人・日、投資顧問業者24人・日及び自主規制機関134人・日となっている。なお、国内証券会社の最少検査投入人員は23人・日、最多検査投入人員は1420人・日となっている。

第4 検査結果の概要

1 証券会社等に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した証券会社等は計132社等（支店単独検査は含まない。）であるが、このうち84社等において問題点が認められた。これら84社等中、不公正取引に関するものは18社等、投資者保護に関するものは41社等、財産・経理等に関するものは17社等、その他業務運営に関するものは51社等に問題点が認められた。（検査終了件数及び問題点が認められた件数は、被検査会社等の主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している業務に問題点が認められた場合には、その業務先に問題点の内容を記載している。また、ある被検査会社等において複数の問題点が認められた場合、各項目で重複して計上しているため、各項目の合計と問題点が認められた会社等の数は一致しない。なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第5「1 証券会社等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。その他については、勧告を行ってはいないものの、証券会社等に対して問題点を通知している。）

(1) 不公正取引に関するもの

取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号〕

上場有価証券の相場を変動させる目的をもって、当該上場有価証券に係る買付け又は売付けをする行為〔証取法第42条第1項第9号〕

内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第8号〕

法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第10号〕

顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない認められる状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号〕

投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結〔証取法第65条の2第5項において準用する同法第64条の5第1項第2号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

法人関係情報の管理不備〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号〕

当社は、募集・売出等において取り扱った銘柄の一部について、重要事実該当する情報を入手したにもかかわらず、法人関係情報として登録していなかった。

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき有価証券オプション取引の受託をする行為を防止するための売買管理が十分でない認められる状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第10号〕

当社は、顧客からオプションの付与・取得を目的としない長期国債証券先物オプション取引に係る対当取引の注文を受託していたにもかかわらず、当該取引について何ら売買審査を行っていなかった。

有価証券の空売りに係る価格規制違反〔証取法第162条第1項第1号、証取法施行令第26

条の4第1項]

当社は、空売りの価格規制の対象である一般投資家からの51単位以上の信用取引新規売り注文について、顧客に連絡し50単位未満に分割して発注させていた。

顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況〔外証法第14条第1項において準用する証取法第43条第2号に基づく外証法府令第24条第26項において準用する行為規制府令第10条第4号〕

当社は、口座開設した顧客のうち、口座開設時に上場会社の役員又は主要株主に該当していた顧客について内部者登録を行っていなかった。また、口座開設後に顧客が上場会社の役員又は主要株主に該当することとなったにもかかわらず内部者登録を行っていなかった。

(2) 投資者保護に関するもの

有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第1号〕

目論見書の交付漏れ〔証取法第15条第2項及び第4項（これらの規定を同法第27条において準用する場合を含む。）〕

当社は、株式等の公募・売出しにおいて、担当者が「法令上、目論見書の交付義務を負うのは当社が主幹事である案件のみである」といった誤解をしていたため、当社が主幹事でない案件の顧客に対しては目論見書を交付していなかった。

外国投資信託の少人数向け勧誘（私募）における譲渡制限等告知義務違反〔証取法第23条の13第3項及び第4項〕

当社は、少人数向け私募とした外国投資信託の勧誘に関し、相手方に告知すべき、「信託契約において信託の受託者の承諾がない場合には当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること」などを告知していなかった。

また、当該私募投信を取得させるに当たり、上記の告知すべき事項を記載した「譲渡制限等告知書」をあらかじめ又は同時に相手方に交付していなかった。

海外発行証券の少人数向け勧誘における転売制限等告知書の交付遅延〔証取法第23条の14第2項〕

当社は、外国で既に発行された債券を少人数向け勧誘により顧客に取得させる際に、あらかじめ又は同時に相手方に交付すべき転売制限等告知書について、数量をその必要記載事項であると誤って認識していたことから、約定時に数量が決まる商品もあるため約定後速やかに交付すれば問題がないと考え、同書をあらかじめ又は同時に相手方に交付していなかった。

取引報告書の未交付〔証取法第41条第1項〕

当社は、営業部店が住所不明先として管理している顧客のうち、株式売買等の取引をした顧客に対して、連絡先が判明しているにもかかわらず住所変更等の手続きをしていなかったことにより、取引報告書を交付していなかった。

投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、重要な事項について説明を行っていない状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第8号〕

当社は、投資信託受益証券を乗換優遇制度の適用対象とした場合に、営業員に対しては社内のイントラネットを利用して周知し、顧客に対してはその適用開始日の前日に当該投資信託を保有している顧客に通知文を送付する取扱いにしているため、営業員に周知してから顧客に通知文が届くまで数日かかる場合もあり、その間に乗換勧誘を行った営業員の一部は、顧客に対し、当該投資信託受益証券が数日後から乗換優遇を受けられることを説明していなかった。

外部アナリスト作成のアナリスト・レポートの審査に係る管理態勢の不備〔日証協平成16

年10月19日付理事会決議「アナリスト・レポートの取扱い等について」4(2)及び(5))

当社は、格付会社から購入している外国株式アナリスト・レポートの多数の銘柄について、投資者の投資判断に影響を及ぼす複数の項目に誤記載があることを認識していたにもかかわらず、当該アナリスト・レポートの審査を改めて行うことなく顧客に交付していた。

当社算定時価と異なる時価情報を提供する行為〔日証協平成12年8月付「証券会社における時価情報の提供において留意すべき事項について(ガイドライン)【中間報告】〕

当社は、有価証券の社内算定時価を時価情報として顧客に提供する際に、意図的に、又は、誤って当該算定時価と異なる価格を提供していた。

投資者保護上重大な問題となる事務対応(事務処理過誤等に係る不適切な対応)

当社は、事務処理過誤により顧客に損失を及ぼしたが、事故としてその損失補てんが可能であることを当該顧客に説明することなく謝罪を繰り返し、特段求められない場合には合理的な理由もないままその損失を負わせる一方、強く求められた場合には事故として損失補てんをするなど、その顧客対応につき証取法第33条の趣旨に照らして不適切な業務運営を行っていた。

有価証券に係る顧客取引の結了が確認できない状況

証券業を廃止した当社は、顧客取引を結了する目的の範囲内においてなお証券会社とみなされるが、当社が募集の取扱いを行ったみなし有価証券たる匿名組合出資持分に係る顧客からの出資金を適正に管理していないことに加え、当社が検査を拒んだ状況で検査に着手したため、当社から提供された資料の範囲内での検証となったこと、当社が検査を忌避して証券業に関連する書類を裁断したことから、有価証券に係る顧客取引の結了が果たされたか否か確認できなかった。

また、当社が取得の勧誘を行った当社がみなし有価証券に該当しないとしている匿名組合出資持分については、書類管理が不適当であったことや、出資金総額を把握していなかったことなどに加え、上記と同様の状況での検証となったことから、当該匿名組合出資持分がみなし有価証券に該当するか否かについて確認できず、その結果、有価証券に係る顧客取引の結了が果たされたか否か確認できなかった。

(3) 財産・経理等に関するもの

営業報告書の記載不備〔証取法第49条第1項〕

当社が作成し、当局に提出した営業報告書において、多数の項目にわたり、記載誤り及び記載漏れがあった。

業務及び財産の状況に関する説明書類の記載不備〔証取法第50条〕

当社が作成し、公衆の縦覧に供した業務及び財産の状況に関する説明書類において、多数の項目にわたり、記載誤り及び記載漏れがあった。

自己資本規制比率の算出誤り〔証取法第52条第1項及び第3項〕

当社は、実際の数値と異なる自己資本規制比率を算出し、当局に届け出たほか、これを公衆の縦覧に供していた。

(4) その他業務運営に関するもの

届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為〔証取法第15条第1項〕

証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第5号〕

著しく不適当な引受価額での引受け〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第3号〕

証券業に係る電子情報処理組織の管理が不十分な状況〔証券法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第11号〕

検査を拒み、忌避する行為〔証券法第59条第1項〕

社内規則で定められた配分禁止顧客への新規公開株式の配分〔証券法第64条の5第1項第2号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為〔本人確認法第3条第1項〕

投資信託の私募における不適切な行為（50名以上の者を相手方として取得の申込みの勧誘を行ったこと）〔証券法第4条第1項〕

当社は、投資信託を少人数向け私募により行うことを企図していたものであるが、顧客に対し商品の購入に関心があるかを調査する「需要調査」は勧誘には該当しないと誤認していたため、当社が勧誘と認識していたものと合わせて50名以上の顧客に対し本件投資信託の取得の申込みを誘引し、もって募集を行っていた。

内閣総理大臣の承認が必要な業務について当該承認を得ずに行う行為〔証券法第34条第4項〕

当社は、証券業務を行っていない親会社等との間で、顧客紹介に関する契約を締結の上、反復継続して顧客を紹介し、手数料収入を得ていたが、当該業務について内閣総理大臣の承認を得ていなかった。

個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況〔証券法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号の2〕

当社は、営業員が顧客の個人情報を超えて社外へ持ち出す際の具体的な手続きを整備していなかったため、社外への持ち出し状況を把握しておらず、その結果、営業車内に多数の個人情報を含む資料が放置されていたなど、その管理が不十分な状況にあった。

機微情報管理態勢の不備〔証券法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号の2及び第4号の3〕

当社は、各営業店において相続手続き等のために取得した機微（センシティブ）情報を含む書類について手続き未済のものをまとめて管理しているが、当該機微（センシティブ）情報を含む書類の大部分について管理台帳に記録するなどの管理をしていなかった。

個人情報の管理態勢の不備〔証券法第65条の2第5項において準用する同法第43条第2号に基づく金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第3号の2〕

当社は、個人データを外部に持ち出す際に記録簿に記載するように規定していたが、多数の店舗においてその全部又は一部について記録簿の記載を行っておらず、個人データが漏えい、滅失又はき損したとしても把握することができない状況となっていた。

不出来伝票の未保存〔証券法第188条〕

当社は、約定されなかった注文等に係る注文伝票について、法令に基づき作成後5年間保存すべきであったにも関わらず、数週間後に廃棄していた。

登録事項の変更等の未届〔外証法第12条第1項〕

当社は、証券業の登録申請書に記載した事項について、役員の退職などによりその内容に変更があったにもかかわらず、金融庁長官へその届出を提出していなかった。

特定法人等との取引状況に関する書類の未提出〔外証法第16条第2項〕

当社は、外証法第16条第2項、外証法府令第34条に基づく「特定法人等との取引状況」に係る書類を作成しておらず、金融庁長官へ提出していなかった。

特定法人等の届出漏れ〔外証法第22条第1項第10号に基づく外証法府令第41条第1項第5

号]

当社は、他の法人等が当社の特定法人等に該当し又はしなくなったにもかかわらず、金融庁長官へその届出を提出していなかった。

本人確認法違反〔本人確認法第3条第1項及び第2項〕

当社は、当社を通じて当社海外関連会社に新規に口座開設された顧客（形式的には海外関連会社の顧客であるが、口座開設に係る交渉は当社で行っており、海外関連会社は何ら関与していないこと、また、顧客からの注文は当社が直接受注した上で執行していることから当社の顧客であると認定。）について、本人確認を行っていないことがあった。

上場会社による公募増資において引受審査を行うことなく元引受けを行う行為〔日本証券業協会（以下「日証協」という。）公正慣習規則（以下「公慣規」という。）第14号「有価証券の引受け等に関する規則」第3条〕

当社は、上場会社による株券の募集・売出しに際し、当該株券の元引受けを行うこととなったが、引受けを行うに当たって必要な審査を何ら行っていないことがあった。

新規上場会社の業績の見通しについて適切な審査を行わない状況〔日証協公慣規第14号「有価証券の引受け等に関する規則」第3条〕

当社は、新規上場申請に際しての引受審査を行う際、当該申請会社の利益計画の妥当性等について十分な検証を行わなかった。

不十分な内部監査態勢

当社は、内部監査担当者を組織的に独立していない業務本部内に1名配置しただけであり、実効性のある内部監査を実施できる態勢とは認められず、また、当該担当者による監査は一度も実施されていないことがあった。

さらに、当社は、当社海外グループ会社の監査部門の内部監査を受けていたが、その監査は日本の法令等諸規則が実際に遵守されているかという実態面を検証するものとはなっておらず、東京支店における内部監査機能を代替するものにはなっていないことがあった。

2 金融先物取引業者に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した金融先物取引業者は計12社であるが、すべての業者において問題点が認められた。これら12社中、不公正取引に関するものは1社、投資者保護に関するものは8社、財産・経理等に関するものは7社、その他業務運営に関するものは9社に問題点が認められた。（問題点のうち、勧告したものについては、第5「2 金融先物取引業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

(1) 不公正取引に関するもの

金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔金先法第76条第9号に基づく金先法施行規則第25条第3号〕

取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為〔金先法第76条第3号〕

(2) 投資者保護に関するもの

広告において表示すべき事項を表示していない行為〔金先法第68条第1号から第4号まで及び同条第5号に基づく金先法施行令第13条第2号〕

受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為〔金先法第76条第4号〕

受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為〔金先法第76条第5号〕

著しく事実に相違する表示等〔金先法第69条〕

当社は、外国為替証拠金取引の広告をするに当たり、金利等の前提条件を表示せずに、ある一時点のスワップポイント（通貨間の金利差調整額）を表示し、「ドル買い（円売り）の場合、毎日スワップポイントが受け取れるのが外貨投資の魅力のひとつです。」と記載し、将来にわたり必ず表記のスワップポイントが受け取れるかのように誤認させる表示をしていた。

委託証拠金等の受領書面の未交付〔金先法第72条第1項〕

当社は、顧客から委託証拠金その他の保証金を受領した際に受領書面を交付していなかった。

勧誘目的をあらかじめ明示しないで行う一般顧客を集めての勧誘〔金先法第76条第9号に基づく金先法施行規則第25条第7号〕

当社は、受託契約等の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示せずに、一般顧客を集めてセミナーを開催し、受託契約等の締結を勧誘していた。

顧客取引の終了が確認できない状況

金融先物取引業者としての登録が取り消された当社は、顧客取引を終了する目的の範囲内においてなお金融先物取引業者とみなされるが、当社が検査を拒んだ状況で検査に着手したため当社から提供された資料の範囲内での検証となったことから、金融先物取引に係る顧客取引の終了が果たされたか否か確認できなかった。

(3) 財産・経理等に関するもの

業務及び財産の状況に関する説明書類の未記載〔金先法第80条〕

当社は、法令に定める記載事項の一部を記載していない状態で業務及び財産の状況に関する説明書類を公衆の縦覧に供していた。

(4) その他業務運営に関するもの

検査を拒み、忌避する行為〔金先法第85条第1項〕

金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を構築していない状況及び当該状況の下発生した法令違反行為〔金先法第86条該当（金先法第66条第1項、第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項、第78条、第80条、第82条第3項及び第95条第2項並びに本人確認法第3条第1項、第2項及び第4条第1項違反）〕

登録事項の変更等の未届〔金先法第63条第1項〕

当社は、金融先物取引業の登録申請書に記載した事項について、役員の退職などによりその内容に変更があったにもかかわらず、金融庁長官へその届出を提出していなかった。

外務員登録を受けていない者による金融先物取引の受託等〔金先法第95条第2項〕

当社は、外務員登録のないアルバイト職員に夜間における顧客からの受注等の業務を行わせていた。

3 投信・投資顧問業者等に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した投信・投資顧問業者等は計58社等であるが、このうち39社等において問題点が認められた。これら39社等中、不公正取引に関するものは1社等、投資者保護に関するものは25社等、財産・経理等に関するものは1社等、その他業務運営に関するものは34社等に問題点が認められた。（問題点のうち、勧告したものについては、第5「3 投信・投資顧問業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

(1) 不公正取引に関するもの

顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔投資顧問業法第22条第1項第4号〕

(2) 投資者保護に関するもの

著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為〔投資顧問業法第13条第2項〕

顧客に交付すべき書面の未交付等〔投資顧問業法第14条第1項、第15条第1項及び第16条第1項〕

顧客を相手方とした証券取引行為〔投資顧問業法第18条〕

顧客からの金銭の預託の受入れ〔投資顧問業法第19条〕

標識の未掲示〔投資顧問業法第11条第1項〕

当社は、当社の標識を営業所の室内に設置しているにとどまり、公衆の見やすい場所に掲示していなかった。

顧客に不利なものとなる書面による解除〔投資顧問業法第17条第4項〕

当社は、投資顧問契約を契約期間の途中で解約する際に、法令等の根拠に基づくことなく紹介料などの名目で本来の当該契約解除までの期間の報酬額より多い金額を差し引き、顧客が不利となる解約をしていた。

(3) その他業務運営に関するもの

物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反〔投信法第14条第1項〕

新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）〔投信法第14条第1項及び投資顧問業法第30条の3〕

投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反〔投信法第34条の2第2項〕

助言の内容を記録した書面の記載不備〔投資顧問業法第34条〕

投資信託の商品設計の不備（善管注意義務違反）〔投信法第14条第2項〕

当社は、当社で設定、運用を行っている外国証券投資信託を投資対象とする投資信託において、解約手続きの方法について問題があったことから、一部の顧客が解約した場合に残存受益者のみが価格変動リスクを負うような商品設計となっていた。

販売会社により基準価額の訂正の異なる取扱い（善管注意義務違反）〔投信法第14条第2項〕

当社は、当社で設定、運用を行っている投資信託において、基準価額の過誤が発生した場合の事後対応の際に、特段の理由もなく、当社の利害関係人等向けの投資信託とほかの投資信託との間において異なる対応をとっていた。

投資信託の組入資産の不適正な時価評価（善管注意義務違反）〔投信法第14条第2項〕

当社は、当社で設定を行った投資信託の運用において、新規発行の外国国債を組み入れたが、当該国債の時価取得が可能かどうかをあらかじめ確認せず、時価取得ができないと判明した後も十分な努力を行っていなかったことから、約4か月にわたり当該投資信託の適切な基準価額の算出をしていなかった。

投資信託の運用方針に反した運用（善管注意義務違反）〔投信法第14条第2項〕

当社は、当社で設定、運用を行っている投資信託において、約款で「外貨建て資産の対日本円で為替変動リスクについては、原則として為替のフルヘッジを行い、為替変動リスクを極力排除するよう努める。」と規定していたにもかかわらず、約款に違反するカレンシーオーバーレイ取引として、対日本円で為替ヘッジコスト軽減及び為替取引上の収益機会の確保を目的に、当該投資信託に組み入れられた外貨建て資産の通貨とは別の通貨によって対日

本円で為替ヘッジを行うことで、外国債券等の運用と為替の運用を分離した運用を行っていた。

自己と投資信託財産との間における取引を指図する行為〔投信法第15条第1項第1号〕

当社は、当社で設定、運用を行っている投資信託において、顧客から大口の解約申込みの連絡を受け付けたが、担当者のミスなどにより受渡日に解約対応資金が不足することが判明したため、当該不足金額を自己資金で立て替えることを決定し、当該信託財産の受託会社である信託銀行に運用指図を行った。

投資信託財産相互間において取引を指図する行為〔投信法第15条第1項第2号〕

ファンドマネージャーは、自らが運用を担当する投資信託財産の組入比率の調整を行うため、一方の投資信託財産においては組み入れられた一部の銘柄の株式の売付注文を、他方の投資信託財産においては上記と同一銘柄の株式の買付注文を、それぞれトレーダーに指示し、当該指示を受けたトレーダーは、そのまま発注すれば投資信託財産相互間取引となることを認識しながら、寄付前にそれぞれ成行で発注し、取引を成立させた上で、受託会社である信託銀行に運用指図を行っていた。

投資信託の運用の指図に当たって、投資信託財産の取引の指図を行った後で当該指図に係る投資信託財産を特定する行為〔投信法第15条第1項第6号に基づく投信法施行規則第27条第1項第4号〕

当社は、当社で設定を行った投資信託の運用において、当該投資信託財産にどの取引が帰属するのかを特定せずにほかの運用財産の売買注文とあわせて注文を発注し、約定後に帰属する取引を特定していた。

投資法人に対する善管注意義務違反〔投信法第34条の2第2項〕

当社は、資産運用委託契約を締結している投資法人の監督役員に対し、業務を委託して継続的な報酬を支払っていたために、当該投資法人が投信法第207条の規定により当該資産運用委託契約を解約しなければならない状態になっているにもかかわらず、同契約を継続し、かつ、この違法状態の解消のために何も行っていなかった。

投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類の作成不備〔投信法第36条第1項〕

当社は、「毎年3月末現在の投信法第15条第2項第1号に規定する利害関係人等の状況表」について、利害関係人等に該当していた数社を記載していなかった。

投資法人の資産に関する帳簿書類の未作成〔投信法第36条第1項〕

当社は、投資法人との間で資産運用委託契約を締結しているが、当該投資法人の資産に関し作成すべき「運用明細書」及び「特定資産の価格等の調査結果等に関する書類」について、作成、保存をしていなかった。

設立企画人の善管注意義務違反〔投信法第70条第2項〕

当社は、新しく設立した投資法人の設立企画人であるが、当社が業務を委託し継続的な報酬を支払っていた者を当該投資法人の設立時監督役員に選定した。

投資法人の業務に関する帳簿書類の未作成〔投信法第211条第1項〕

当投資法人は、その業務に関して作成すべき「投資証券発行金額帳」及び「特定資産の価格等の調査結果等に関する書類」について、作成、保存していなかった。

営業保証金の供託不足〔投資顧問業法第10条第5項〕

当社は、投資顧問業に係る書類を代表取締役の自宅に移管し、自宅において有価証券等の価値等の分析を行っているほか、顧客には自宅の電話番号等を連絡先として伝えるなど、自宅を投資顧問業の拠点としており、客観的に営業所としての形態を有しているにもかかわらず、営業保証金の供託及びその届出をせずに自宅で業務を行っていた。

投資一任契約を締結した顧客の運用資産について契約内容と異なる運用を行う行為（忠実義務違反）〔投資顧問業法第30条の3〕

当社は、複数の運用資産を同時に発注することを想定した「同時発注に関するガイドライン」を投資一任契約を締結した一部の顧客と締結し、そのガイドラインにおいて「同時発注に係る複数の顧客口座間の配分は、通常、当社が発注前又は発注時に行う。」と記載していたが、実際には各顧客口座の配分を発注後に確定する方法による運用を恒常的に行っており、当該ガイドラインの記載内容と異なる方法により運用を行っていた。

投資顧問業務に関する帳簿書類の不備〔投資顧問業法第34条〕

当社は、投資顧問業務に関して作成すべき「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面」について、作成、保存していなかった。

個人情報の管理不備〔投資信託協会平成17年3月18日付理事会決議「個人情報の保護に関する指針」第6条第2項及び第10条〕

当社は、当社と資産運用委託契約を締結している投資法人が取り扱っている投資不動産等に係る個人データ（機微（センシティブ）情報を含む）を取得していたが、安全管理上の措置を講じていなかったため、当該個人データを紛失等したとしても、当該事実を把握することができない状況となっていた。

また、機微（センシティブ）情報については、取得についての認識がなく他の個人データと同様に取り扱っていたため、当該機微（センシティブ）情報の取得事由を逸脱した利用が可能な状況となっていた。

4 自主規制機関に対する検査

平成18事務年度に検査が終了した自主規制機関は計7機関であるが、すべての機関において業務運営に関する問題点が認められた。（問題点のうち、勧告したものについては、第5「4 自主規制機関に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

（1）札幌証券取引所

売買審査業務に係る不備〔証取法第153条該当〕

システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

会員から受付をした注文を会員に通知しない行為〔証取法第116条〕

当取引所は、会員から、他の証券取引所と重複している上場銘柄に係る売買注文を受け付けた際、法令に定める事項を会員に通知していなかった。

電子情報処理組織の内容の変更に係る提出書類の未提出〔証取法第188条〕

当取引所は、システムの再構築を行った際、システム容量等を変更しているにもかかわらず、この変更内容等を記載した書類を金融庁長官に提出しなかった。

（2）福岡証券取引所

売買審査業務に係る不備〔証取法第153条該当〕

システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

会員への通知及び金融庁長官への報告義務違反〔証取法第116条、第117条及び第188条〕

当取引所が行った、法令に基づく会員への通知及び金融庁長官への報告に関し、会員へ通知すべき事項や金融庁長官へ報告すべき事項に漏れ等が認められた。

（3）金融先物取引業協会

外務員処分等に係る処分態勢等の不備

当協会は、会員及び外務員に対する処分事務に関し、処分の内容等についての判断基準等を明文化していないなど、その処分態勢等に不備が認められた。

個人情報に係る管理態勢の不備及び監査実施上の不備

当協会は、個人データの安全管理措置の整備状況が十分でないなど、個人情報に係る管理態勢に不備が認められた。

また、当協会は、会員の監査において会員の個人情報管理態勢を必須の監査項目としていなかった。

会員の広告に関する指導等の不備

当協会は、会員の広告の確認態勢が十分でなく、広告の不備について一部で把握漏れがあったことから、会員への指導等が不十分であった。

(4) 日本証券業協会

特別会員の加入する団体等に委託した業務の管理態勢の不備

当協会は、特別会員の加入する団体等に委託している自主規制業務の一部について、実施状況等を確認していないなど、その管理態勢に不備が認められた。

グリーンシート銘柄に係る取扱会員の管理及び売買審査の不備

当協会は、グリーンシート銘柄に係る取扱会員の審査態勢等を十分に確認していないほか、同銘柄の内部者取引に係る売買審査以外の審査を行っていなかった。

(5) 東京金融先物取引所

個人情報管理態勢の不備

当取引所は、個人データに関する安全管理措置に不備が認められたほか、個人情報管理に係る従業者及び委託先の管理にも不備が認められた。

(6) 投資信託協会

会員に対する調査態勢の不備

当協会は、会員に対する立入調査を全く実施していないなど、会員に対する調査態勢に不備が認められた。

(7) ジャスダック証券取引所

システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

上場審査に係る不備

当取引所の上場審査において、2銘柄の上場審査に不備が認められた。

第5 証券検査の結果に基づく勧告

1 証券会社等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為〔証取法第15条第1項違反〕

日本ファースト証券株式会社は、平成18年2月1日から3月31日までの間、証取法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に定める匿名組合契約に基づく権利（以下「当該みなし有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘を行っている。

当該みなし有価証券の発行者は、当該みなし有価証券について、少人数私募により行うため証取法第4条第1項に基づく内閣総理大臣に対する届出をしていなかったが、当社元社長室室長（平成18年7月執行役員事業企画本部長に就任。）は、その業務に関し、名古屋及び

大阪支店の営業員に指示し、少なくとも95名の個人顧客等を相手方として、訪問により商品概要及び申込み手順について詳細に記載したパンフレットを交付するなどして当該みなし有価証券の勧誘を行い、両支店で計15名の顧客に対して27口を取得させ、27百万円の払込みを受けていたことが認められた。

- ・ 勧告年月日
平成18年12月22日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員 1名
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
 - イ 全店舗における全ての金融先物取引業務の停止 1 か月間
 - ロ 全店舗における有価証券の募集に係る業務の停止 1 週間
 - ② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ニ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした2（2）の「取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為」、2（3）の「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為」及び2（4）の「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為」に係る処分を含む。
- ・ 外務員処分の内容
元社長室室長 職務停止 4 週間

（2）取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕

日本アジア証券株式会社エクイティ営業部歩合外務員は、その業務に関し、平成15年12月25日、平成16年4月27日及び28日に、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年12月26日から平成18年3月17日までの間、取引を執行した。

- ・ 勧告年月日
平成18年10月20日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員 1名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること、ロ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ハ 内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること、ニ 社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること）
- ・ 外務員処分の内容
エクイティ営業部歩合外務員 職務停止 8 週間

（3）上場有価証券の相場を変動させる目的をもって、当該上場有価証券に係る買付け又は売付け

をする行為〔証取法第42条第1項第9号違反〕

永和証券株式会社大阪株式債券部ディーラーは、その業務に関し、平成17年9月13日から平成18年2月1日までの間、5銘柄の上場株式に係る自己売買取引において、自らの売買取引を有利に導くため当該上場株式の相場を変動させる目的をもって、約定させる意図のない当該株式に係る買付け又は売付けの注文の発注を8件行った。

- ・ 勧告年月日
平成19年5月22日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員1名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在の明確化を図ること、ロ 取引の公正性を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策（全役職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること、ハ 社内監査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
- ・ 外務員処分の内容
未定

(4) 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第1号違反〕

野村證券株式会社京都支店資産管理一課長は、平成17年10月から平成18年4月までの間、仕組債の買付勧誘をするに際し、10顧客（買付件数13件）に対し、当該債券の元本き損リスクという重要な事項につき、虚偽の表示をし又は誤解を生ぜしめるべき表示による説明を行った。

- ・ 勧告年月日
平成19年2月19日
- ・ 勧告対象
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容
資産管理一課長 職務停止3週間

(5) 証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第5号違反〕

K O B E 証券株式会社第三営業本部長（当時）は、平成15年11月14日、妻が唯一の取締役を務める有限会社の名義で当社に証券取引口座を開設した上で、平成15年11月17日から平成17年6月14日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく注文を当社の担当者に対して発注することにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。

- ・ 勧告年月日
平成18年12月19日
- ・ 勧告対象
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容
未定

(6) 内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第8号違反〕

大和証券株式会社姫路支店投資銀行業務担当課長代理Aは、その業務に関し、B社及びB社役員により行われたB社株式に係る内部者取引のうち、B社役員による平成17年10月4日及び6日の当社姫路支店に開設されたC社名義口座での計2回、1,500株の買付注文について、以下の事情から、証取法第166条第1項の規定に違反するおそれのあることを認識していたにもかかわらず、委託注文書を徴求するなどの必要な対応をとることなく、買付注文を受託していた。

- ① C社名義口座開設の経緯等から、同口座がB社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたこと。
- ② 買付注文受注時点において、B社に株式分割を行うという公表されていない重要事実が存在することを認識していたこと。
- ③ 買付注文が、B社役員の指示によるものではないかとの疑いを持っており、かつ、同社の他の役員により発注されたものであったこと。

・ 勧告年月日

平成18年11月22日

・ 勧告対象

当社及び外務員1名

・ 行政処分の内容

- ① 姫路支店の業務のうち証取法第166条の規制の対象となる有価証券の売買に係る受託業務の停止2日間
- ② 業務改善命令及び是正命令（イ 姫路支店における内部管理体制の抜本的な見直しを図ること、ロ 今回の行政処分の原因となった事実に係る責任の所在の明確化を図ること、ハ 当社の支店における内部管理体制のあり方について検証するとともに、再発防止策を策定し、実施すること、ニ 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(9)の「顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない」と認められる状況及び(14)の「本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為」に係る処分を含む。

・ 外務員処分の内容

投資銀行業務担当課長代理 職務停止8週間

(7) 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第10号違反〕

三菱UFJ証券株式会社常務取締役(当時)は、平成17年7月28日、A社がB社の発行済株式の5%以上の買付けを検討している旨の公表されていない情報(以下「本件法人関係情報」という。)をその業務に関して知り、当社は当該役員の指示により、同日、本件法人関係情報に基づいて、自己の計算においてB社株式を買い付けた。

・ 勧告年月日

平成19年1月29日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 今般の行政処分を踏まえ、内部管理体制のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ロ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること、ハ 役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること）

(8) 著しく不適当な引受価額での引受け〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第3号違反〕

エイチ・エス証券株式会社公開引受部長（当時）は、A社の新規上場の際の株式公募及び当社によるA社株式の主幹事会社としての引受けに関して、A社との交渉を取り仕切っていたところ（当該引受けに関しては、A社代表取締役社長の意向を受けて、従前関与していた当社引受審査部の社員は引受審査手続から外されており、実質的には、同人が単独で引受審査を行うとともに、A社との間での公募価格・引受価額等に関する交渉を取り仕切っていたことが認められるところ）同人は、A社代表取締役社長が「公募価格は、時価総額100億円となる価格が妥当と考えている」、「当社からは、公募価格としてより高い金額を従前から提示されてきており、価格引下げには応じられない」、あるいは、「公募価格は、最低でも、A社が従前発行していたストックオプションの行使価額を上回らなければならない」旨主張して行く中で、上場公募時の有価証券届出書に記載される想定公募価格（発行価格）を設定する際に、「引受実績を作るという観点からしても、この段階で主幹事からおりるべきではない」と考え、A社の上場公募における主幹事会社たる地位を維持するべく、当該想定公募価格（発行価格）を、当社算定のA社株式の理論価格（当該理論価格は、算定の際に用いられた1株当たりの予想純利益（予想EPS）が、当社がその引受審査において十分に策定根拠の妥当性について検証していない利益計画に基づき算出されたものであることからして、少なくとも不当に低いものではないものと評価される。）を著しく上回る金額（当該金額はA社が従前発行していたストックオプションの行使価額を若干上回る金額となっている。）とすることに同意した。

その後、当社は、A社とともに、機関投資家に対してプレヒアリングを行い、その際、機関投資家は「望ましいと思われる公募価格」を提示してきているところ、当該価格は、上記の想定公募価格に沿う形でより高い価格に誘導され、かつ、これにより、プレヒアリングの結果を踏まえて設定されたブックビルディングの仮条件もより高い価格帯に設定されたものと認められる状況において、当社は、その取締役会において上記理論価格を著しく上回る価額でA社公募株式の引受けを行うことを決議し、その後、当該引受価額で引受けを行った。

- ・ 勧告年月日
平成19年3月23日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員1名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ 引受業務審査体制の充実・強化を図るとともに、再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること）
- ・ 外務員処分の内容
未定

(9) 顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない認められる状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号違反〕

大和証券株式会社姫路支店投資銀行業務担当課長代理 A は、その業務に関し、上記(6)のとおり、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をしていたものであるが、姫路支店長 D (在籍期間：平成13年4月から平成16年12月まで。)及びその後任の支店長 E (同：平成16年12月から平成18年3月まで。)は、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じないまま業務を行っていた。

① 支店長 D は、その業務に関し、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。

イ 社内では投資銀行業務担当者が有価証券の売買取引の受託担当となることを運用上、原則として禁止する指導が行われているにもかかわらず、課長代理 A が C 社名義口座からの売買注文の受託を担当することを指示、容認していた。

ロ C 社名義口座での B 社株式の売買等に関し、内部者取引等の観点から注意を要するとの懸念を持っていたことから、課長代理 A に対しては内部者取引等には注意するよう指示していたとするものの、同支店の内部管理責任者等に対しては同様の指示はしておらず、また、自ら同口座での B 社株式の売買等についての確認等を行っていなかった。

② 支店長 E は、その業務に関し、C 社が B 社の紹介顧客であり、B 社株式の買付けを継続して行っていること、課長代理 A が C 社名義口座からの売買注文の受託を担当していること、及び上記(6)②の重要事実が存在することを認識していたにもかかわらず、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。

・ 勧告対象

当社及び外務員 2 名

・ 外務員処分の内容

支店長 D 職務停止 8 週間

支店長 E 職務停止 8 週間

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(6)の「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」を参照。

(10) 証券業に係る電子情報処理組織の管理が不十分な状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第11号〕

適切な再発防止策を講じていない状況

楽天証券株式会社は、金融庁長官から平成17年11月16日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当する。」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、12月15日、「証取法第56条第1項の業務改善命令に基づく報告について」を金融庁長官に提出し、システム障害の未然防止のための改善策などを実施するとし、最終的に、平成18年5月19日、金融庁長官に対し「システム増強策等に関する報告について」を提出し、先の報告に基づく改善が終了した旨の報告を行った。

ところが、当社では、全顧客又は特定のサービス利用顧客などに影響を与えたシステム障害を含め、依然システム障害が発生しており、以下に述べるとおり、システム障害の未然防止のための管理が十分とは認められない状況にある。

第一に、システム障害の理由は品質管理のためのレビューの不足であり、再発防止策として当該レビューを実施する必要があったにもかかわらず、十分なレビューを実施せず、その結果システム障害を発生させた。

第二に、キャパシティ管理などの運用管理態勢の強化が必要だったにもかかわらず、バッテリーの容量不足に伴うシステム障害を発生させるなどしており、システムの安定稼働を確保するための運用管理態勢の強化が図られたものとは認められない。

第三に、システム障害時の情報を蓄積し、原因の究明を実施する必要があったにもかかわらず、システム障害の再発防止に活用するために必要な「トラブル事態報告書」が作成されていない、若しくは、作成されていても一連の対応を管理するための管理表への記載漏れを起こしているなど、管理に不備が認められる。

システムリスク管理態勢が不十分な状況

上記①の事実によれば、当社のシステムリスク管理態勢には、以下に述べるとおり不備が認められる。

第一に、「トラブル事態報告書」の作成が不徹底で、経営者に対する報告が漏れているものが複数あるなど、システムリスクに関する情報の経営者に対する報告態勢が、適切なものとは認められない。

第二に、品質管理のためのレビュー態勢、良質な電源を確保するための電源管理態勢の見直しがされずにシステム障害を引き起こしているなど、システムリスク管理態勢は、重要な部分について、必要な見直しがされておらず、その実効性が維持される態勢とはなっていない。

第三に、バッチ処理の終了時刻の遅延を原因とする、顧客からの注文受付の停止という障害発生時に、顧客に対し必要な情報を開示しておらず、システム障害発生時に顧客の混乱を防ぐための適切な措置を講じたとは認められない。

- ・ 勧告年月日

平成19年6月5日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 平成17年9月26日以降、数度にわたり当局に報告したシステム障害の再発防止策が十分に機能しなかった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性のあるシステム管理態勢の整備を図り、その実行状況を報告すること、ロ システムリスク管理態勢について、指摘内容を踏まえた態勢整備を図るとともに、その実行状況を報告すること、ハ 今回の行政処分の原因となった事実に係る経営陣の認識を改め、経営管理態勢を充実・強化するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ニ 役職員の電子情報処理組織の管理意識を高め適正な業務運営を遂行するために必要な体制の整備（人材の確保など）及び研修等を実施すること）

（11）検査を拒み、忌避する行為〔証取法第59条第1項違反〕

代表取締役社長による検査を拒む行為

平成19年1月11日（木曜日）、東京プリンシパル証券株式会社代表取締役社長は、証券監視委の検査官から、証取法、金先法及び本人確認法の規定に基づく検査を実施する旨の告知を受けたが、今日は協力できない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。

その後当社は、「臨時株主総会を開催し、議決したものである。」として、同日、関東財務局長に対し、法定の公告等を行わないまま、「証券業の廃止届出書」を発送した。（翌1月12日に到達。）

翌1月12日（金曜日）検査官は、検査のため再び当社を臨店した。しかしながら、当社の店頭には休業とする旨の張り紙が貼り付けられており、検査に着手することができなかった。（なお、前日、検査官が臨店した時は、当社より「翌日休業」との話はなかった。）

翌週の1月15日（月曜日）検査官は検査のため三たび当社を臨店したが、社長は、対応する人間がない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。

以上の状況であったことから、検査官は平成19年1月15日（月曜日）まで検査に着手することができなかった。

なお、翌1月16日（火曜日）検査官は四たび当社を臨店し、検査を実施する旨を告知したところ、社長から、協力する旨の発言があったため、検査に着手した。

監査役による検査を忌避する行為

上記①のような状況の中で、当社監査役は、平成19年1月13日（土曜日）当社備付けのシュレッダーを用いて、当社の証券業に関連する書類を裁断した。

- ・ 勧告年月日
平成19年5月9日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 証券業について（イ 平成19年1月12日付で発出した業務改善命令については、当分の間継続することとし、会社財産を処分する場合には、その都度、当局の了解を得ること、ロ 顧客から、証券業に関し、取引が終了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること）
 - ② 金融先物取引業について（顧客から、金融先物取引業に関し、取引が終了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした2（6）の「**検査を拒む行為**」に係る処分を含む。

（12）社内規則で定められた配分禁止顧客への新規公開株式の配分〔証取法第64条の5第1項第2号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

K O B E証券株式会社代表取締役社長（当時）は、平成16年3月、当社が主幹事会社としてその新規公開に関与した株式会社の新規公開株式について、当社における配分上限株式数である10株を、社内規則により配分が禁止されていた社長の親族である妻の姉に対して配分するよう、妻の姉を担当していた当社の営業員に指示し、妻の姉をして同株式10株を取得させた。また、社長は、平成16年3月、当該新規公開株式10株を、妻の父に対して配分するよう、妻の父を担当していた当社の営業員に指示し、妻の父をして同株式10株を取得させた。

- ・ 勧告対象
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容
未定

（注）勧告年月日については、（5）の「**証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買**」を参照。

（13）投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結〔証取法第65条の2第5項において準用する同法第64条の5第1項第2号（外務員の職務に関する著しく不適当な行為）該当〕

株式会社福岡銀行天神町支店課長代理は、平成17年7月5日に顧客との間で、投資信託受益証券に係る取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、投資信託受益証

券の取得・売付けの別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同日から平成18年1月6日までの間、当該契約に基づき投資信託受益証券に係る取引を執行した。

- ・ 勧告年月日
平成19年5月11日
- ・ 勧告対象
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容
未定

(14) 本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為〔本人確認法第3条第1項違反〕

大和証券株式会社姫路支店投資銀行業務担当課長代理Aは、その業務に関し、上記(6)①のとおり、C社名義口座がB社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたにもかかわらず、当該口座について形式的な本人確認を行ったのみで、本人確認法に定める本人確認を行っていなかった。

- ・ 勧告対象
当社及び外務員1名

(注) 勧告年月日、行政処分内容及び外務員処分の内容については、(6)の「**内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為**」を参照。

2 金融先物取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 広告において表示すべき事項を表示していない行為〔金先法第68条第1号から第4号まで及び同条第5号に基づく金先法施行令第13条第2号違反〕

リテラ・クレア証券株式会社執行役員インターネット企画部長は、その業務に関し、平成18年3月31日から10月1日までの間、約58千通送付したダイレクトメールのほか6種類の媒体によりその行う金融先物取引業務についての広告を行うに際し、金先法第68条に基づき表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。

- ・ 勧告年月日
平成19年2月9日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員1名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 広告審査に係る内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定すること、ハ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
- ・ 外務員処分の内容
執行役員インターネット企画部長 職務停止3週間

(2) 取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為〔金先法第76条第3号違反〕

日本ファースト証券株式会社は、平成17年7月1日から平成18年3月17日までの間、顧客26名との間で、外国為替証拠金取引の受託につき、取引対象通貨、取引の数量、約定数値、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済することについて、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成17年7月1日から平

成18年4月28日までの間、取引を執行した。

- ・ 勧告対象
 当社

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、1(1)の「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」を参照。

(3) 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為〔金先法第76条第4号違反〕

日本ファースト証券株式会社は、平成17年8月25日から平成18年3月13日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない顧客16名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。

- ・ 勧告対象
 当社

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、1(1)の「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」を参照。

インタープラス株式会社代表取締役社長は、その業務に関し、常務取締役管理統括本部長等との協議の場において、平成18年1月、収益拡大を図るため、レバレッジ1倍の外国為替証拠金取引の取扱いを2月1日から開始し、当該取引を金融先物取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し勧誘することで新規顧客を獲得することを決定した。

これを受け、当社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、電話帳から無作為に抽出した者に架電して当社の概要及び当該取引の内容を説明するよう指示し、更にその説明を行う際、レバレッジ10倍程度の外国為替証拠金取引の内容を説明しても良いと伝え、それらを実行させることにより、平成18年2月1日から10月12日までの間、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対し、受託契約等の締結を勧誘させた。

- ・ 勧告年月日
 平成19年2月9日
- ・ 勧告対象
 当社及び外務員2名
- ・ 行政処分の内容
 - ① 全ての金融先物取引業務の停止1か月
 - ② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ニ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(4)の「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為」及び(5)の「金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為」に係る処分を含む。

- ・ 外務員処分の内容
 代表取締役社長 外務員の登録取消し
 取締役営業本部長 職務停止2年

エース取引株式会社大阪外国為替部部長は、その業務に関し、平成17年7月1日以降、同人が所掌する同部第一課及び第二課の営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託等を内容とする契約（以下「受託契約等」という。）の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、受託契約等の締結のための勧誘を指示していた。

それを受け、同部第一課課長ほか2名及び同部第二課課長ほか2名の営業員は、その業務に関し、平成17年7月1日から平成18年11月20日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客109名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。

また、本店第一外国為替部部長においても、その業務に関し、平成17年7月1日以降、同人が所掌する同部第一課の営業員に対し、大阪外国為替部部長と同様の指示を行っており、それを受けた同課係長ほか1名の営業員が、その業務に関し、平成17年7月8日から平成18年6月7日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客8名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。

加えて、本店第二外国為替部においても、同部第二課主任ほか3名の営業員が、その業務に関し、平成17年8月頃から平成18年10月末頃までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客8名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日
平成19年6月20日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員13名
- ・ 行政処分の内容
 - ① 全店舗における金融先物取引業務のうち、新規顧客の勧誘及び新規口座の開設に係る業務の停止1か月
 - ② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ニ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（4）の「**受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為**」に係る処分を含む。

- ・ 外務員処分の内容
未定

本店営業部理事部長による不招請勧誘

朝日ユニバーサルFX株式会社本店営業部理事部長は、その業務に関し、平成18年3月31日頃、本店営業部主任に対し、顧客の過去の取引履歴を確認することなく作成した「預り金残高がなく、過去に取引があった顧客もしくは口座開設のみの顧客で、取引の再開や新規受注が見込める顧客」の一覧表を用いて架電により金融先物取引の受託契約等を内容とする契約の締結の勧誘を行うことを指示した。

これを受け、営業部主任は、その業務に関し、平成18年4月4日、4月11日及び5月17日に、受託契約等の締結の勧誘の要請をしておらず、金先法第76条に基づく金先法施行規則第23条第6項第1号に定める「金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の金融先物取引の残高を有する者に限る）」にも該当しない6名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。

元本店営業部次長による不招請勧誘

朝日ユニバーサルFX株式会社元本店営業部次長（当時。平成18年7月以降は名古屋支店営業部次長。）は、その業務に関し、以前勤務していた商品先物取引会社（以下「前勤務先」という。）において商品取引の営業のために使用していた顧客ノート等を用い、平成18年1月から6月までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない6名の一般顧客に対し架電や訪問を行うことにより受託契約等の締結の勧誘を行った。

また、同人は、その業務に関し、平成18年3月頃及び7月頃、前勤務先の営業員から店頭金融先物取引に興味を持っていることを教えられた顧客について、同営業員から聞き取った当該顧客の電話番号へ架電し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない2名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。

元名古屋支店営業部副長による不招請勧誘

朝日ユニバーサルFX株式会社元名古屋支店営業部副長（当時）は、その業務に関し、平成18年8月から10月までの間、以前勤務していた商品先物取引会社の在職中に商品先物取引に係る勧誘を行ったことがある10名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていないにもかかわらず、訪問することにより受託契約等の締結の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日
平成19年6月21日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員2名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ハ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
- ・ 外務員処分の内容
未定

（4）受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為〔金先法第76条第5号違反〕

日本ファースト証券株式会社は、平成17年9月5日から11月4日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等を締結しない旨の意思を表示した顧客1名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を、継続して複数回行った。

- ・ 勧告対象
当社

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、1（1）の「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」を参照。

インタープラスト株式会社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘は相手方から厳しい口調で断られない限り継続するよう日常的に指導し、それを実行させることにより、平成17年7月1日から平成18年10月12日までの間、受託契約等の締結をしない旨の意思を表示した顧客に対し、当該勧誘を継続させていた。

- ・ 勧告対象

当社及び外務員 1 名

(注) 勧告年月日、行政処分内容及び外務員処分の内容については、(3)の「**受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為**」を参照。

エース取引株式会社大阪外国為替部第二課主任は、その業務に関し、新規顧客を獲得するため、平成18年春頃、顧客 1 名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降、顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して訪問し又は電話をかけて新規口座の開設を勧めるなど、再勧誘を行っていた。

また、本店第一外国為替部第一課係長ほか 1 名も同様に、その業務に関し、平成17年10月初旬頃又は平成18年 4 月 5 日、顧客 2 名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。

加えて、元本店第二外国為替部第二課主任(当時)においても同様に、その業務に関し、平成17年 8 月頃、顧客 1 名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。

- ・ 勧告対象

当社及び外務員 3 名

(注) 勧告年月日、行政処分内容及び外務員処分の内容については、(3)の「**受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為**」を参照。

(5) 金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔金先法第76条第 9 号に基づく金先法施行規則第25条第 3 号違反〕

インタープラスト株式会社は、顧客から平成17年 7 月13日から10月 4 日までの間に行った外国為替証拠金取引について生じた損失について、「当社による不招請勧誘等により発生したものである」として約168万円の支払いを請求された。これに対し、当社は、社内調査の結果顧客が主張するような法令等違反行為の事実は認められなかったにもかかわらず、最終的には顧客の請求に応じ当社における外国為替証拠金取引につき発生した損失の一部を補てんするため金銭を支払うことを決定し、平成17年11月 9 日、84万円を支払った。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(3)の「**受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為**」を参照。

(6) 検査を拒む行為〔金先法第85条第 1 項〕

(注) 事案の概要は 1 (11) の「**検査を拒み、忌避する行為**」①の「**代表取締役社長による検査を拒む行為**」記載のとおり。勧告年月日、勧告対象及び行政処分の内容については、1 (11) の「**検査を拒み、忌避する行為**」を参照。

(7) 金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を構築していない状況及び当該状況の下発生した法令違反行為〔金先法第86条該当(金先法第66条第 1 項、第70条第 1 項、第71条第 1 項、第72条第 1 項、第78条、第80条、第82条第 3 項及び第95条第 2 項並びに本人

確認法第3条第1項、第2項及び第4条第1項違反))

DIP株式会社は、下記①記載のとおり金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を何ら構築することなく当該業務を継続して行っており、その結果、下記②記載のとおり多数の法令違反行為を発生させている。

① 必要な内部管理態勢を構築していない状況

イ 内部管理業務担当者任命の不備等

(イ) 社内規則において、内部管理を担当する者として「内部管理担当役員等」を置くとしているが、代表取締役社長は、業務開始日(平成18年4月3日。以下同じ。)以降、検査基準日(平成18年9月27日。以下同じ。)に至るまで「内部管理担当役員等」を選任していない。

(ロ) (イ)の結果、社長は実質的に内部管理を指揮統括する立場にあったにもかかわらず、内部管理業務の指揮統括を何ら行っていない。

(ハ) 社内規則において、内部管理に従事する役職者のうちから内部管理責任者を任命するとしているが、社長は、業務開始日から平成18年9月20日までの間、内部管理責任者を任命しなかった。

(ニ) 社長は、平成18年9月21日付で業務管理部次長、営業部長及び群馬営業所長の3名を内部管理責任者として任命したものの、同人達は、内部管理の職務を何ら行っていない。

ロ 業務に係る法令に照らした検証の不備

組織規程上の業務分掌において、金融先物取引業登録(平成18年3月23日)以降4月30日までは監査部(当時。8月1日付で法務部に名称変更。以下同じ。)が、業務分掌を変更した5月1日以降は総務部がコンプライアンスに関する事項を所掌し、業務全般について法令に照らした検証を行うとしているが、両部はいずれも当該検証を全く行っていない。

ハ 内部監査の不備

監査部は、業務開始日以降、内部監査計画の策定及び内部監査を全く行っていない。

ニ 役職員の法令遵守意識を高めるための方策の不備

社長は、業務開始日以降、会議や研修等役職員の法令遵守意識を高めるための方策を何ら採っていない。

② 認められた法令違反行為

イ 標識の掲示に係る不備

ロ 契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載

ハ 成立した取引に係る書面の未交付

ニ 委託証拠金の受領に係る書面の未交付

ホ 業務に関する帳簿書類の未作成等

へ 公衆の縦覧に供する説明書類の未作成

ト 自己資本規制比率を記載した書面の未作成

チ 外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘

リ 本人確認等義務違反

・ 勧告年月日

平成19年6月21日

・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - 業務改善命令(イ 内部管理態勢の構築・充実のための抜本的な方策を講じること、
ロ 法令遵守に係る責任の所在を明確化すること、ハ 法令違反の再発防止のための
具体的方策を策定するとともに、全社的な法令等遵守態勢を確立すること、ニ 内部
監査機能の実効性を確保すること)

3 投信・投資顧問業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反〔投信法第14条第1項違反〕

安田投信投資顧問株式会社は、自社で設定をし、その運用を外部委託している投資信託において、当該外部委託先が、平成17年9月28日、本件投資信託の信託財産として物価連動型米国債を買い付けた際に、受託事務を取り仕切る再委託先の信託銀行において当該債券を投資信託協会が規定する方法で計理処理できないことが判明したことから、10月5日、当該債券の買付けをキャンセルするよう運用の外部委託先に対して指示した。当該指示を受けて、同日、当該外部委託先が当該債券の反対売買を行い、その結果、12,578.12米ドルの売却損が生じたところ、当社は、12月27日になって、自社において補てんすべきであった当該損失をあえて本件投資信託における損失として計上し、その結果、本件投資信託を主要な投資対象としている投資信託の受益者に相応の損失を被らせた。

- ・ 勧告年月日
 - 平成18年10月12日
- ・ 行政処分の内容
 - 業務改善命令(イ 本件米国債の処理に関する事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や運用の外部委託先及び受託銀行(業務の委託先を含む。)との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にした上で、実効性のある再発防止策を策定すること、ロ 内部管理態勢の見直しを図ること、ハ 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること)

(2) 新規公開株式の恣意的な配分(忠実義務違反)〔投信法第14条第1項違反〕

ピクテ投信投資顧問株式会社は、投資信託財産及び投資一任契約資産(以下、これら2つを総称して「運用資産」という。)の運用における新規公開株式への投資に当たって、平成13年12月以降、原則として運用資産の資産規模に応じた配分をする(以下「本件配分方針」という。)こととしていたが、配分を担当している運用部門の責任者において、本件配分方針に基づく配分を行わなければならないという認識が次第に希薄化し、パフォーマンスへの寄与度が大きくなるとの理由で資産規模の小さな運用資産に集中的に配分したり、パフォーマンスが相対的に低下した運用資産の改善策として一定期間に集中的に配分を行ったりするなど、本件配分方針を無視するような公平性を欠く配分を繰り返し行った。

- ・ 勧告年月日
 - 平成19年6月29日
- ・ 行政処分の内容
 - ① 新たな投資信託契約及び新たな投資一任契約の締結禁止1か月
 - ② 業務改善命令(イ 資産運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ 特に、複数の運用資産間における約定結果の配分(新規公開銘柄を含む)に際しては、法令諸規則や社内規定等に則った公平な配分が

行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること、ハ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること)

(3) 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反〔投信法第34条の2第2項違反〕

株式会社ダヴィンチ・セレクトは、DAオフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当該投資法人の資産の運用において、当該資産に組み入れる不動産の取得時に行うべき資産の評価手続き等の際に、鑑定を依頼した不動産鑑定業者に対し適切な資料を提示しなかっただけでなく、適切な資料を提示しなかったことによって算定された鑑定評価の内容を確認しなかったことなどから、誤った鑑定評価内容が看過され、結果として過大に算定された鑑定評価額を基に投資法人の資産の取得を行うなどしていた。

・ 勧告年月日

平成19年2月14日

・ 行政処分の内容

① 新たな資産運用委託契約の締結禁止3か月

② 業務改善命令(イ 投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ 特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、鑑定業者へ提供する資料の適切性や、当該資料の鑑定評価への反映状況についてチェック等を行う態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること、ハ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること)

(4) 著しく事実と相違する表示等のある広告をする行為〔投資顧問業法第13条第2項違反〕

OESL投資顧問株式会社は、契約の締結の勧誘を目的に、電話帳等から無作為に抽出した多数の者(以下「見込客」という。)に架電し、当社の概要及び行っている投資顧問業の内容に加え、助言実績等を記載した資料(以下「広告物」という。)の送付の諾否を確認し、承諾を得た見込客に対し、広告物を郵送等により配付している。

しかし、当該広告物について、平成18年7月13日以降、当社は、助言を行ったことがない株式会社について、「当社のリサーチにより業績回復予想をたて、平成18年1月30日に買推奨を行い、4月28日に売推奨を行っており、その間の値上がり率が26%となっている」旨の、あたかも助言を行ったかのような著しく事実と相違する表示で、かつ、助言内容について当社が行った助言に従えば26%の利益が得られたかのように顧客を著しく誤認させるような表示のある広告物を作成し、57名の見込客に配付した。

・ 勧告年月日

平成18年10月3日

・ 行政処分の内容

登録の取消処分

(注)上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(6)の「顧客を相手方とした証券取引行為」及び(7)の「顧客からの金銭の預託の受入れ」に係る処分を含む。

ホームページにおける著しく事実と相違する表示

ファイナンシャル・リーダー株式会社は、投資顧問業者としての登録を受けた平成16年8月25日以降、順次「黄金のポートフォリオ」、「勝つ為の投資研究所」及び「パワー投資研究所」という3種類のホームページを作成・公開し、その行う投資顧問業に関して広告を行っており、当該ホームページには、「過去の紹介銘柄一覧」を記載し、当社が投資顧問契約を締結した顧客に対して推奨した銘柄の一部（以下「掲載銘柄」という。）であるとして「推奨銘柄」、「買推奨日」等を掲載している。

今回検査において、平成18年12月4日現在における掲載銘柄の助言実績を検証したところ、「黄金のポートフォリオ」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「勝つ為の投資研究所」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、13件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「パワー投資研究所」に掲載している56件（51銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実と相違する表示を行っていたと認められる。

メールによる著しく事実と相違する表示

当社は、平成16年8月25日以降、投資顧問契約を締結した多数の顧客に対して同一内容のメールを送付し、当該メールに「ゴールド会員制度 勝率80%、平均上昇率170%、ダイヤモンド会員制度 勝率95%、平均上昇率240%」（「黄金のポートフォリオ」）、「特別銘柄及びプラチナ銘柄 勝率99%、平均上昇率170%」（「勝つ為の投資研究所」）、「特別会員制度 勝率80%、平均上昇率170%、エグゼクティブ会員制度 勝率95%、平均上昇率240%」（「パワー投資研究所」）との表示及び助言に従った取引により最大で「8,610万円の利益」等多額の利益が出たとする複数の取引事例の表示を掲載することで助言実績の表示を行い、報酬がより高額な投資顧問契約への変更契約を勧誘している。

しかしながら、今回検査において、当社が平成17年4月1日から平成18年12月1日までの間、1,098名の顧客に対し送付した当該メールに表示された助言実績を検証したところ、当該助言実績が全くないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実と相違する表示を行っていたと認められる。

- ・ 勧告年月日
平成19年5月25日
- ・ 行政処分の内容
 - ① 投資顧問業に係る全業務の停止1か月
 - ② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する管理体制の改善を図ること、ハ 再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること）

株式会社アジアン・ブルーは、電話帳から無作為に抽出し会員向けレポートを無料で郵送した多数の者について記録簿を作成しており、当該記録簿に記載された見込客のうちファックス番号を把握している57名に対し、平成18年7月6日、投資顧問契約の締結の勧誘を目的として当社の連絡先や助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）をファックス送信により配付した。

当社は、広告物において、上場株式5銘柄について株価が急落することを事前に予測して

売付けの助言を行った旨の助言実績を記載していたが、今回検査において当該助言実績について検証したところ、実際には助言実績が全くなかったものであり、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実と相違する表示をしていたと認められる。

- ・ 勧告年月日

平成19年6月20日

- ・ 行政処分の内容

① 投資顧問業に係る全業務の停止2か月

② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、口 法令遵守に係る経営姿勢を明確にするとともに、具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図ること、ハ 全職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（5）の「顧客に交付すべき書面の未交付等」、（8）の「顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為」、（10）の「助言の内容を記録した書面の記載不備」に係る処分を含む。

（5）顧客に交付すべき書面の未交付等〔投資顧問業法第14条、第15条及び第16条違反〕

ジェイトレード株式会社は、平成13年9月4日を基準日とする関東財務局長による検査（以下「前回検査」という。）において、「インターネット閲覧会員」に対する契約締結前の交付書面（以下「14条書面」という。）契約締結時に交付する書面（以下「15条書面」という。）及び契約を締結している顧客に対し交付すべき書面（以下「16条書面」という。）を作成・交付していないことについて指摘を受け、平成14年1月18日付で関東財務局長へ提出した改善報告書において今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し14条書面を交付しておらず、また、平成17年7月1日から12月31日までにおける同会員61名全員に対し交付すべき16条書面についても交付していなかった。

また、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し交付すべき15条書面については、必要な記載事項の多くを記載しないまま交付していた。

ジェイトレード株式会社は、前回検査において、「特別情報会員」に交付した15条書面に必要な記載事項の一部を記載していないことについて指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき15条書面について、前回検査において指摘を受けた事項を含む必要な記載事項の一部を記載していなかったほか、「報酬の額」について事実と反する記載を行ったまま交付していた。

また、前回検査において、同会員に16条書面を作成・交付していないことについても指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、平成17年7月1日から12月31日までにおける同会員201名全員に対し交付すべき16条書面について、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。

さらに、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき14条書面についても、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。

- ・ 勧告年月日

平成18年7月7日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図

るとともに、責任の所在を明確化すること、ロ 法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること、ハ 全役職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること)

株式会社アジア・ブルーは、前回検査において、投資顧問業法第16条に定める「投資顧問契約を締結している顧客に対して交付する書面」を交付していないとの指摘を受け、当局に対し平成16年8月16日付で「専任の事務処理担当者を任命し、16条書面の交付状況のチェック表を作成する」ことなどを骨子とした改善報告書を提出していた。

また、当局に対し平成18年6月29日付で「改善報告書どおり社内体制を整え、再発防止に努めている」とした改善策の実施状況報告書を提出していた。

しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査実施日である平成16年3月24日以降、平成17年10月1日から平成18年3月31日までを対象とする期間を除き、今回検査基準日である平成19年1月16日までの間に顧客32名に対して交付すべきであった16条書面53件を交付していなかったことが認められた。

なお、当社は、上記改善報告書の改善策を実行していなかった。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(4)の「**著しく事実と相違する表示等のある広告をする行為**」を参照。

(6) 顧客を相手方とした証券取引行為〔投資顧問業法第18条違反〕

OESL投資顧問株式会社は、平成18年6月23日から8月2日までの間において、顧客4名に対し、投資顧問契約に基づく助言を行うに当たり、当社が当時助言銘柄としていた株式について、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、当社を相手方とした買付けを行うことを延べ6回にわたって勧誘し、計4銘柄12千株約7,550千円の株式の売買契約を締結し、7,512千円を受領した。

また、当社は、平成18年7月26日から8月3日までの間において、顧客2名から上記により売買契約を締結した株式について当社を相手方とした売付けの申込みを受け、計3銘柄5,500株約3,163千円の株式の売買契約を締結し、7月26日から8月16日までの間に2,460千円を支払った。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(4)の「**著しく事実と相違する表示等のある広告をする行為**」を参照。

ティーツー・キャピタル株式会社は、投資顧問契約を締結した顧客に対し、契約に基づき未公開株式の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を行っている。

しかしながら、当社は、助言行為にとどまらず、未公開株式所有者が当該株式の売却を希望した場合には、所有者に対し顧客を相手方とした売付けの交渉を行う一方で、顧客に対し所有者を相手方とした買付けの交渉を行い、両者間での売買契約を成立させるなど、投資顧問業の登録を受けた平成12年7月17日から検査基準日である平成18年12月4日までの間において、顧客36名のために7銘柄130件の未公開株式の売買の媒介を行っていた。

・ 勧告年月日

平成19年4月27日

・ 行政処分の内容

① 投資顧問業に係る全業務の停止6か月

② 業務改善命令(イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する管理体制の改善を図ること、ハ 再発防止策を策定し、役職員に周知徹底す

ること)

(7) **顧客からの金銭の預託の受入れ〔投資顧問業法第19条違反〕**

OE S L投資顧問株式会社は、平成18年3月24日から8月17日までの間において、顧客6名に対し、契約に基づく助言を行うに当たり、当社が実際には行う意思がない資金運用の話延べ14回にわたって持ちかけ、計42,560千円の金銭の預託を受けた。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(4)の「**著しく事実と相違する表示等のある広告をする行為**」を参照。

(8) **顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔投資顧問業法第22条第1項第4号〕**

株式会社アジアン・ブルー取締役は、顧客1名に対し、平成17年5月16日に上場株式1銘柄の買付助言を行ったが、その数日後から同銘柄は下落に転じており、顧客から、助言を信用して計95万円分を買い付けたが含み損が発生したとして苦情を受けていた。これに対し、取締役は、顧客に「もうしばらく様子を見てください」等と当該株式を継続して保有するよう説得していた。

しかしながら、その後も苦情はおさまらず、顧客は、平成17年6月16日、当社に対し、発生した含み損相当額の穴埋め及び投資顧問契約の解除を申し入れるに至った。これを受け、当社代表取締役社長は、取締役に対して助言の根拠等の確認を行い、助言には何ら問題なかったとの結論に至ったものの、自ら顧客に連絡を取り、契約の解除に応じるとともに、当該契約解除までの期間に相当する報酬額として当社が受け取るべき報酬額の日割額を放棄し、その金額を顧客の含み損の一部に補てんして解決を図ることを申し入れ、6月30日、顧客に対して約71千円の財産上の利益を提供した。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(4)の「**著しく事実と相違する表示等のある広告をする行為**」を参照。

(9) **新規公開株式の恣意的な配分(忠実義務違反)〔投資顧問業法第30条の3違反〕**

(注) 事案の概要は(2)の「**新規公開株式の恣意的な配分(忠実義務違反)**」記載のとおり。

勧告年月日及び行政処分の内容については、(2)の「**新規公開株式の恣意的な配分(忠実義務違反)**」を参照。

(10) **助言の内容を記録した書面の記載不備〔投資顧問業法第34条違反〕**

株式会社アジアン・ブルーは、前回検査において、投資顧問業法第34条に基づく投資顧問業法施行規則第32条第1項第1号に定める「助言の内容を記録した書面」について、適切に記録されていない旨の指摘を受け、当局に対し平成16年8月16日付で「月に一度、記録状況のチェックを事務処理担当者が行い、社長が再チェックすることによって記録不備を防ぐ」旨の改善報告書を提出していた。

また、当局に対し平成18年6月29日付で「月に一度、事務処理担当者に代わり内部管理担当役員がチェックし、その時点で不備事項があれば営業担当者に修正を求め、その後社長に報告することによって不備を事前に防いでいる」などとした改善策の実施状況報告書を提出していた。

しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査基準日である平成16年3月24日以降、今回検査基準日である平成19年1月16日までの間、計22名の顧客について、その投資顧問契約の全期間又は一部の期間の助言記録簿を作成・保存していなかった。

なお、当社は、上記改善報告書の改善策を実行していなかった。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(4)の「著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為」を参照。

4 自主規制機関に対する検査結果に基づく勧告

(1) 売買審査業務に係る不備〔証取法第153条該当〕

証券会員制法人札幌証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、審査対象取引の抽出基準等の具体的な監視及び審査基準を定めていないほか、立会時間内の売買監視及び立会内取引終了後の売買審査も不十分であるなど、多数の不備が認められた。

・ 勧告年月日

平成18年9月15日

・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 証券監視委から指摘された各事項について、当取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること、ロ その他、当取引所として必要と認める措置を講じること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「システムリスク管理態勢の不備」に係る処分を含む。

証券会員制法人福岡証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、「重要事実等が公表された銘柄の売買」は「値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引」として抽出される中に十分に網羅されているものと誤認し、「重要事実等が公表された銘柄の売買」についての具体的な審査基準等を定めておらず、その審査を行っているとは認められない。

・ 勧告年月日

平成18年9月15日

・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 証券監視委から指摘された各事項について、当取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること、ロ その他、当取引所として必要と認める措置を講じること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「システムリスク管理態勢の不備」に係る処分を含む。

(2) システムリスク管理態勢の不備〔証取法第153条該当〕

証券会員制法人札幌証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(1)の「売買審査業務に係る不備」を参照。

証券会員制法人福岡証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(1)の「売買審査業務に係る不備」を参照。

株式会社ジャスダック証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全社的なリスク管理の基本方針を策定していないなど、その管理態勢が不十分な状況にある。

- ・ 勧告年月日
平成19年6月19日
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令(イ 証券監視委から指摘された各事項について、ジャスダックとしてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること、ロ その他、ジャスダックとして必要と認める措置を講じること)

第6 平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

平成19事務年度(平成19年7月1日から平成20年6月30日まで)については、平成19年7月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う金融商品取引業者等に対して証券検査(以下「検査」という。)を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割であり、金融商品取引法施行後も同様である。

金融商品取引業者等は、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献することが期待されている。自主規制機関や市場インフラ機関等についても同様である。証券監視委は、このような検査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、適切にその使命を果たしていく方針である。しかしながら、現状をみると、多くの検査対象先において、形式的な体制が概ね整いつつあるものの、その実効性が十分に確保できていないなど、検査対象先における自主的な取組みが必ずしも十分に実行されていない状況にある。

一方、金融商品取引法が施行されれば、これまで認可制であった証券会社の元引受業務や投資信託委託業者などが登録制となり、多数の新規参入が見込まれるほか、天候デリバティブ取引などの商品やいわゆる投資・商品ファンドなどの業態が新たに規制対象となり、証券監視委による検査対象は更に拡大されることになる。

また、行政上の対応としては、金融商品取引法第51条により、法令に違反しない場合でも、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができることになる。

このような現状の下、予算や定員といった検査資源の制約があるなかで、証券監視委が効果的・効率的な検査を実施し求められている職務を遂行するためには、これまで以上に

各職員が常日頃から切磋琢磨し、創意工夫を以って真摯に職務に取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、平成19事務年度（平成19年7月～20年6月）の検査においては、引き続き、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は、果たすべき責務がさらに増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行う。同時に、検査対象先の内部統制など自主的な取組みが適切に機能するよう促す観点から、また、検査対象先が顧客や市場に対し誠実に対応することを促す観点から、検査対象先の問題の本質を見極める効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議を含めた適正な対応を図っていくこととする。

（参考）平成18事務年度検査結果

平成18事務年度（平成18年7月～19年6月）の検査結果をみると、重点項目としていた証券会社の市場仲介機能に関して、「システムリスク管理の不備」や「引受審査態勢の不備」などについて、重大な法令違反あるいは問題点が認められ、行政処分の勧告や建議を行った。このほか、同じく重点事項としていた投資信託委託業者における「忠実義務違反」や「善管注意義務違反」、助言業者による「顧客との証券取引」や「金銭の預託の受入れ」「著しく事実に相違する広告」等の禁止規定違反などの重大な法令違反が認められた。外国為替証拠金取引を扱う金融先物取引業者については、引き続き重点項目としていた「不招請勧誘」等にかかる重大な法令違反が認められた。

これらの法令違反や問題点の主たる発生原因は、検査対象先における内部管理態勢の不備、法令等遵守意識の欠如等である。しかしながら、その根底にあるのは、検査対象先が自らを律して誠実に行動することが求められているにもかかわらずその意識が必ずしも十分でないことや、収益優先のため内部管理体制を形式的に整備することで満足し、その実効性の確保が不十分となっていることにあると考えられる。また、初めて検査を受検した多くの先が客観的な第三者のチェックにさらされていなかったことも背景として挙げられると考えられる。

2. 平成19事務年度の検査実施方針

（1）効率的な検査のための事務運営上の重点事項

① リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点など各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

- ・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化や検査官の交流を含めた相互の連携を図る。
- ・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担のもとで、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

金融商品取引法の施行までに、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を改訂し、行政の透明性確保の観点から公表する。

(2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

特に、新たな検査対象先や登録金融機関など、金融商品取引に関する規制になじみの薄い業者や金融商品取引業以外の業務が主たる業務である業者においては、その組織風土に着目した検証を行う。

② 内部統制からのアプローチ

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部統制面からも検証する。内部統制のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証すること等によって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた全社的視点での問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防

止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

③ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、これまでの顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証とともに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

④ 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、また、金融商品取引法において個々の投資者の特質を踏まえた制度が整備されたことを踏まえ、投資者の特質に即した説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての的確に検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性の観点から、システムリスクの管理など取引所が開設する金融商品市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているか検証する。

⑦ 金融商品取引業者の市場仲介機能に係る検証

システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないように、引き続きシステムリスクなどのリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と金融商品市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢が構築されているか検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。

⑧ 投資運用業者等に対する着眼点

投資運用業者は主として多数の一般投資者から集めた資金を運用財産として投資者のために自己の投資判断に基づく運用を行う業者であることや、ファンドなどの運用状況は投資者からは理解しにくいものであること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況について引き続き重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、不動産物件にかかる運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。

⑨ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

金融商品取引法等の施行に伴い、証券監視委の検査対象範囲が拡大することを踏まえ、新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めることとする。特に、個人投資家向けに複雑な商品を取り扱う業者の広告・投資勧誘状況や、協会未加入又は取引所不参加であるためこれらの自主規制機関による自主規制が行き届いていない業者の内部管理態勢等に着目して実態把握し、業者の法令等遵守状況等を検証する。

また、金融商品取引法において新規に導入された特定投資家にかかる制度について、適切に実施されているか検証することとする。

⑩ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 第1種金融商品取引業者等 | 135社（うち財務局等が行うもの115社） |
| 投資運用業者、投資助言・代理業者 | 60社（うち財務局等が行うもの30社） |
| 自主規制機関 | 必要に応じて実施 |
| 新たな検査対象先（第2種金融商品取引業者等） | 必要に応じて実施 |

（注）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

第4章 建 議

第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが証券市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券市場の実態を踏まえた市場のルール整備が行われるよう、証券監視委は、証券検査、開示検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、証券監視委が、検査・調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、監督部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

証券監視委は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するための観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 建議の実施状況

証券監視委では、平成4年の設立以来、平成17事務年度までに12件の建議を行ってきたところであるが、本公表の対象期間においては、発行市場における不公正取引等が増加するなど、証券市場を取り巻く環境の変化に対応し、金融庁長官に対し、年間3件の建議を行った。

その具体的な内容は「2 建議の内容」で述べるが、まず、証券会社が発行体の業績の見通し等について適切な引受審査を行わない事例が認められたことから、平成19年2月16日、証券会社が厳正かつ十分な引受審査を行うことを求める建議を行った。

また、市場指標を変動させる仮装取引が認められたことから、同日、市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されることを求める建議を行った。

最後に、虚偽有価証券報告書等の提出等の罪の公訴時効が延長されたことから、同日、法定帳簿の保存期間を公訴時効の延長も勘案し、適切に見直すことを求める建議を行った。

2 建議の内容

建議において指摘した内容は、以下のとおりである。

(1) 引受審査について

証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。

株券の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資

判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されていることから、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう、適切な措置を講じる必要がある。

(2) 市場指標を歪める取引の規制について

証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。

市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実態を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。

については、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう、適切な措置を講じる必要がある。

(3) 法定帳簿の保存期間の見直しについて

平成18年証取法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（証取法第24条第1項ほか）、不公正取引（証取法第157条）、風説の流布・偽計等（証取法第158条）及び相場操縦行為等（証取法第159条）に係る懲役刑が5年以下から10年以下に引き上げられている。

これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって5年から7年へと延長されている。

一方、証取法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が5年とされているところであり、5年から7年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。

そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直す必要がある。

3 建議に基づいて執られた措置

(1) 引受審査についての規制についての建議に基づいて執られた措置

有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年9月末に施行される。

(2) 市場指標を歪める取引の規制についての建議に基づいて執られた措置

証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引

を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年9月末に施行される。

(3) 法定帳簿の保存期間の見直しについての建議に基づいて執られた措置

虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5年）と公訴時効（最大7年）との整合性が図られることを内容とする改正が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年9月末に施行される。

4 前事務年度実施済みの建議に対する措置状況

(1) プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備についての建議（平成18年4月14日実施）に基づいて執られた措置

金融庁において、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を改正するとともに（平成18年10月4日公布、同年11月1日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）が制定された（平成18年12月1日公布、平成19年1月4日施行）。

(2) 監査法人の責任のあり方についての建議（平成18年4月21日実施）に基づいて執られた措置

平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。

また、公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年6月20日に成立、同月27日に公布された（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

第5章 市場分析審査

第1 概説

証券監視委は、証券検査、開示検査、課徴金調査、犯則事件の調査のほか、市場分析審査として、日常的に幅広く市場動向を注視し、証券市場や取引に関する様々な資料・情報を収集し、市場動向の分析や、不公正な取引の疑いのある事例について審査を行っている。これは、証券市場における取引状況について幅広く監視を行うことを通じて、市場における取引の公正性の確保を図ろうとするものである。

第2 一般からの情報の受付

1 情報の受付の概要

証券監視委では、資料・情報収集の一環として、一般から広く情報の提供を受け付けている。平成18事務年度は、6,000件を超える情報が寄せられている。

一般からの情報提供は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があり、有用性が高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、従来から政府広報や講演会において情報提供を呼びかけているが、平成18事務年度は情報提供を呼びかけるポスターを一新するなど、情報提供件数が増加するよう、積極的に取り組んでいる。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成18事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は6,485件である。前事務年度と比較すると約1割減少したものの、平成4年の発足以来2番目に多い受付件数となっている。これは、課徴金制度の円滑な実施により、証券監視委の活動内容がより一層認知されてきたためと推測される。

情報提供手段の内訳をみると、インターネット5,011件、電話702件、文書443件、来訪50件、財務局等から回付を受けたものが279件となっている。このうち、インターネットと電話による受付を合わせると、全受付件数の9割弱を占めている。

情報の内訳をみると、個別銘柄に関するものが5,021件、証券会社の営業姿勢等に関するものが1,077件、その他の意見等が387件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものについては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約4割(2,678件)を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示していると考えられる。次に、風説の流布の疑いに関するものが多く、全受付件数の約2割(1,124件)を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判

断などの書込みについての情報提供が中心である。このほか、インサイダー取引や有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も多く寄せられている。

また、証券会社の営業姿勢等に関するものについては、無断売買や取引一任勘定取引、断定的判断を提供した勧誘に関するものや投信・投資顧問業者などに関するものなど多様な情報が寄せられており、証券会社等と投資者との間において依然として十分な意思疎通が図られていない面があると推測される。(詳細は別図参照)

《情報の連絡先》

郵 送：〒100 - 8967 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1

証券取引等監視委員会事務局

市場分析審査課 情報処理係

代表電話：03 - 3506 - 6000 (内線3091、3093)

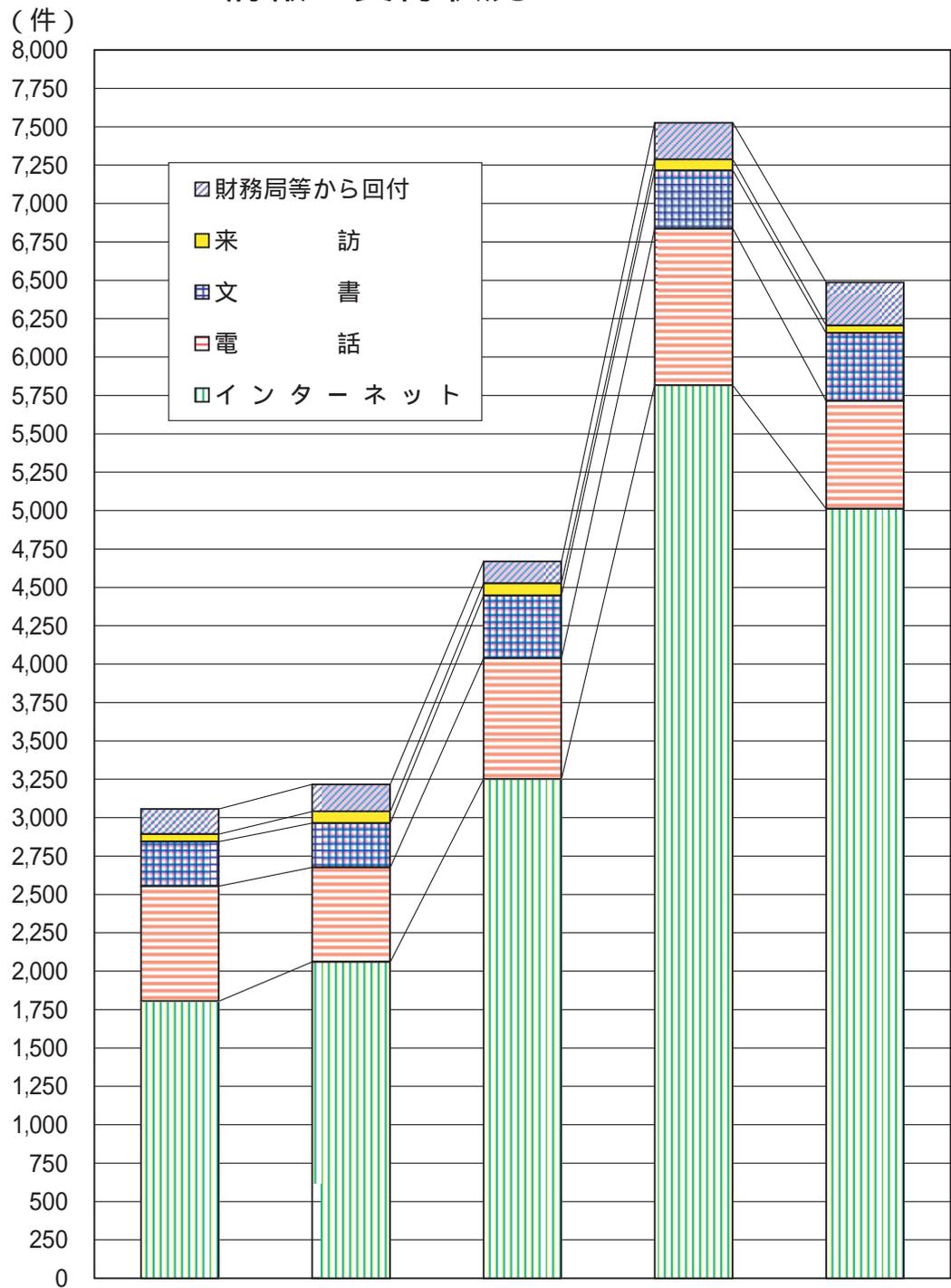
直通電話：03 - 3581 - 9909

F A X：03 - 5251 - 2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

情報の受付状況

(別図)



(件)

| | 14 / 7 ~ 15 / 6 | 15 / 7 ~ 16 / 6 | 16 / 7 ~ 17 / 6 | 17 / 7 ~ 18 / 6 | 18 / 7 ~ 19 / 6 |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| インターネット | 1,804 | 2,061 | 3,251 | 5,815 | 5,011 |
| 電話 | 749 | 616 | 787 | 1,022 | 702 |
| 文書 | 290 | 287 | 408 | 377 | 443 |
| 来訪 | 50 | 75 | 80 | 73 | 50 |
| 財務局等から回付 | 163 | 178 | 143 | 239 | 279 |
| 合計 | 3,056 | 3,217 | 4,669 | 7,526 | 6,485 |

情報の内訳

(件)

| | 14 / 7 ~ 15 / 6 | 15 / 7 ~ 16 / 6 | 16 / 7 ~ 17 / 6 | 17 / 7 ~ 18 / 6 | 18 / 7 ~ 19 / 6 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 個別銘柄に関する情報 | 1,848 | 2,015 | 3,339 | 5,390 | 5,021 |
| 相場操縦の疑い | 759 | 680 | 1,435 | 2,705 | 2,678 |
| 風説の流布の疑い | 576 | 787 | 1,029 | 1,614 | 1,124 |
| 内部者取引の疑い | 271 | 282 | 510 | 527 | 471 |
| 有価証券報告書等の 虚偽記載の疑い | 73 | 67 | 142 | 290 | 217 |
| 損失保証・損失補て んの疑い | 13 | 18 | 9 | 10 | 4 |
| 無届募集 | 29 | 34 | 24 | 69 | 15 |
| その他 | 127 | 147 | 190 | 175 | 512 |
| 証券会社の営業姿勢等に に関する情報 | 573 | 655 | 620 | 1,296 | 1,077 |
| 無断売買 | 88 | 66 | 63 | 97 | 40 |
| 断定的判断を提供し た勧誘 | 30 | 27 | 19 | 28 | 14 |
| 顧客の知識に照らし て不当な勧誘 | 29 | 31 | 28 | 18 | 8 |
| 取引一任勘定取引契 約の締結 | 15 | 22 | 40 | 27 | 16 |
| 大量推奨販売 | 6 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| その他 | 405 | 506 | 468 | 1,124 | 997 |
| その他意見等 | 635 | 547 | 710 | 840 | 387 |
| 合 計 | 3,056 | 3,217 | 4,669 | 7,526 | 6,485 |

第3 取引審査等

1 取引審査等の概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きがみられた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、市場の公正性を害する疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に關与していた証券会社等に行方規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、担当部門に情報提供した上で、一層の究明がなされることになる。

また、新たな投資商品としてニーズが増加している新商品や、複雑なデリバティブを取り入れた新商品、新たな取引形態等についても、証券会社等から報告を求め、資料を徴取している。これらの報告・資料に基づき、実態把握が必要な新商品等については詳細な分析を行っている。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、証取法、外証法、金先法等において規定されている。(附属資料110頁以下参照)

3 自主規制機関との緊密な連携

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である証券取引所や日本証券業協会等でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。近年の証券市場は、新たな金融商品や取引手法の出現等により複雑・高度化しており、自主規制機関による市場監視活動がますます重要になってきている。このため証券監視委では、これら自主規制機関との間で定期的又は随時に必要な連絡を取るとともに、事実関係に関する照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

4 取引審査等実績

(1) 取引審査実績

平成18事務年度においては、取引審査事務を大きく以下の内容に分け、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

- ① 価格形成に係る審査
- ② 内部者取引に係る審査

③ その他の観点に係る審査

証券監視委及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

(件)

| 審査実施件数 | 平成18事務年度 | (参考) 平成17事務年度 |
|-------------|----------|------------------|
| 合計 | 1,039 | 875 |
| 証券監視委 | 631 | 555 |
| 財務局等 | 408 | 320 |
| (以下審査項目別内訳) | | |
| 価格形成 | 141 | 169 |
| 内部者取引 | 884 | 693 |
| その他 | 14 | 13 |

(2) 審査事例

平成18事務年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行った事例

イ A社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

ロ B社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、業界紙等において特定の者の介入が噂されていたことから、審査を行った。

ハ C社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか。」との情報提供があったことから、審査を行った。

ニ 一般投資家から、「不自然な買注文の発注と取消しを行っている投資者がいる。」との情報提供があったことや、特定の者が以前から同様の手法を用いて関与している状況があったことから、特定の者が売買を行ったD社株式ほか複数銘柄の株式について、審査を行った。

② 内部者取引に関して審査を行った事例

イ E社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

ロ F社が、株式の分割を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ H社が、配当予想の修正を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ホ I社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ヘ J社が、資本提携を伴う業務提携を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ト K社が、新株発行の中止を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

チ L社が、M社を公開買付けする旨を公表したところ、M社の株価が大きく上昇したことから、M社株式の公表前の取引について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ 一般投資家から、「N社が公表した記事は事実と異なるのではないか。」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

ロ 一般投資家から、「投資顧問が複数の銘柄を仕込み、仕手情報を流すことにより株価を吊り上げ高値で売り抜けている。」との情報提供があったことから、風説の流布又は偽計の観点から審査を行った。

(3) 海外当局との連携の結果、摘発に結びついた事案

〔英国ヘッジファンドのGLG Partners LP（以下「GLG」という。）及びGLGの元役員による不正行為〕

平成18年8月1日、英国金融サービス機構（以下「英国FSA」という。）は、英国ヘッジファンドのGLG及びGLGの元役員が日本の証券市場において行った不公正取引に関し、当該行為が英国金融サービス市場法に規定する市場における不正行為に該当し、英国認可業者に係る業務原則等に違反することが判明したとして、GLG及び元役員に対して制裁金を課した旨、発表した。

事案の概要は以下のとおり。

㈱三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」という。）は、平成15年2月17日の立会取引開始時間前に、3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。元役員は当該情報を事前に入手し、平成15年2月12日から14日にかけて、当該情報を利用して、SMFG株式の売付けを行い、利得を得た。

〔クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーによる不公正行為〕

平成18年12月13日、香港の証券先物委員会（以下「香港SFC」という。）は、香港に居住するクレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーが日本の証券市場において行った取引に関し、当該行為が、行動規範（the Code of Conduct）に照らして不適切である等として、トレーダーに対して香港法令上の懲戒処分を課した旨、発表した。

事案の概要は以下のとおり。

住友軽金属工業㈱（以下「SLM」という。）は、平成15年12月2日の立会取引終了後に、新株予約権付社債を発行することを公表したが、トレーダーは当該情報を事前に入手し、当該情報が公表される前に、SLM株式の売付けを行った。

上記2つの事案は、外国に居住する者が我が国証券市場において証券取引を行うといういわゆるクロスボーダー取引において、不公正な行為が行われたものであるが、証券監視委の審査において端緒を把握し、英国FSA及び香港SFCとの間の国際的な証券規制当局間の協力の結果、それぞれの機関において処分に至ったものである。

なお、我が国市場における不公正な取引に関する国際的な証券規制当局間の協力による処分は、

平成16年にシンガポール通貨監督庁が行ったものが最初であり、今事務年度の2件を加え合計で3件目となる。

(4) 市場動向分析実績

平成18事務年度においては、新商品や新たな取引形態等が市場に与える影響、市場の構造的問題となり得る事象等について、その分析の強化に努める方針のもと、幅広く市場動向分析を行った。

〔分析事例〕

平成18事務年度に行った分析事例は以下のとおりである。

- イ これまでに発行された優先株式の償却等が株価に及ぼす影響について分析を行った。
- ロ 新たな投資商品としてニーズが増加しつつあるSMA(ラップ口座)について分析を行った。
- ハ 海外機関投資家等の利用が急激に増加している電子的発注について分析を行った。
- ニ 空売り等において利用されている株券貸借取引の実態について分析を行った。

(注) SMA : Separately Managed Accountsの略で、一般に「ラップ口座」といわれている。投資顧問業者として認可を受けた証券会社が、投資家の要望に合わせた資産運用計画を作成し、投資判断、売買の執行・管理などを一括して行う投資一任契約のことをいう。

第6章 監視活動・機能強化への取組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充し、組織の充実を図っているところである。

平成19年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、26人の増員が認められ、証券監視委の平成19年度末の定員は341人となっている。また、事務局次長を増設して2人体制とすると共に、国際・情報総括官を新設し、検査・調査等の業務を適切に管理・指導する体制の整備を図っている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、課徴金調査・開示検査体制の整備を中心に28人の増員が認められ、平成19年度末の定員は268人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で609人となっている。

(2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成18事務年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計12人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成19年6月末現在76人が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用等

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、証券会社の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムである。平成18年度においては、電子政府構築計画の一環である「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく最適化次期システムに係る要件定義書作成作業を行ったところである。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPSS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAFF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じて様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、クロスボーダー取引の増加やインターネット取引が急速に増大するなど証券市場を取り巻く環境が日々刻々と急激に変化してきている。こうした状況に的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブ等に関する専門的な研修を実施しているほか、金商法の本格施行に向けて、制度改正の詳細等についての理解を深めるよう研修を実施している。

一方、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割が益々重要になってきているため、中間監督者会議を開催しこれらの者の意識の醸成に努めているところである。

さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活用するため、証券監督者国際機構（IOSCO）や米国証券取引委員会（SEC）等が主催する研修に証券監視委事務局職員を参加させたほか、米国商品先物取引委員会（CFTC）や英国金融サービス機構（FSA）に職員を派遣している。

第2 投資者への情報提供等の取組み

1 概説

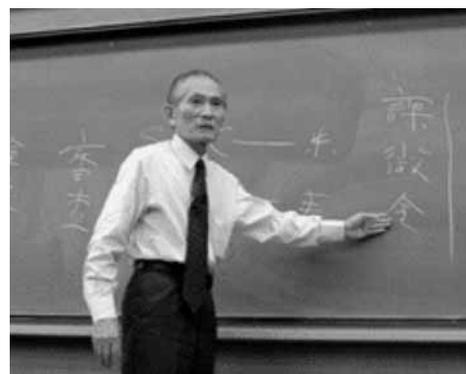
証券監視委は、講演会やインターネットを通じて証券監視委の活動状況等の情報を提供することにより、個人投資家等の証券監視委に対する理解と証券市場等に対する信頼を深めてもらうよう工夫を図っている。また、証券監視委の活動に有用な端緒となる情報がより多く寄せられるよう、講演会や政府広報等を通じてその提供を呼びかけている。

2 投資者への講演会等の開催状況

証券監視委は、国内各地に委員長や委員、事務局幹部が出向いて、証券監視委の活動状況を理解してもらうための講演会を開催している。このような講演会を通じて、証券監視委の活動をより多くの方々に知ってもらうことにより、証券監視委のプレゼンスの向上を図るとともに、個人投資家の証券監視委に対する信頼、ひいては証券市場に対する信頼の一層の向上に努めている。

平成18事務年度においては、平成18年10月に京都市（龍谷大学）、同年11月に徳島市（徳島大学）、同年12月に熊本市（熊本大学）、平成19年1月に函館市（北海道教育大学函館校）、同年6月に宜野湾市（沖縄国際大学）、町田市（法政大学）の6か所で開催した。

それぞれの講演会の概要は、証券監視委のホームページに掲載している。



平成18年10月龍谷大学で行われた講演会の模様
講師：高橋前委員長

3 ポスター・政府広報等による情報提供の呼びかけ

一般から寄せられる情報は、証券監視委の活動における犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査又は市場分析審査を行うに際しての端緒として非常に有用である。平成18事務年度

においては、情報提供数の増加のための取組みとして、ポスターの掲示や政府広報などを活用した情報提供の呼びかけを行った。

ポスターの掲示については、「私たちの監視活動と、あなたの情報提供が、証券市場を守ります。」との内容のポスターを5万枚作成し、平成19年3月以降、全国の証券会社、銀行などの店頭、各証券取引所、日本証券業協会及び各財務局等に掲示し、広く一般からの情報提供を呼びかけた。

政府広報などを利用した活動としては、政府広報誌「Cabinet」(平成19年4月1日付114号)に「証券市場での不正について情報提供を」と題した記事の掲載や、金融庁広報誌「アクセスFSA」(平成19年4月27日付第53号、同年5月30日付第54号及び同年6月29日付第55号)に「証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています!」と題した記事を掲載し、広く一般からの情報提供を呼びかけた。

また、投資者、学生等への講演会・講義においても、不公正取引や証券会社の営業姿勢等に関する情報の提供を呼びかけた。

証券監視委としては、一般からの情報提供の重要性に堪がみ、より一層の情報提供を呼びかけるなど今後も引き続き情報提供増加のための取組みを行っていくこととしている。



4 ホームページの充実

インターネットが普及している昨今、証券監視委は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきた。これまでも、活動状況や勧告の概要などの公表資料等をタイムリーに掲載してきた。

特に平成18事務年度においては、トップページを刷新し、ホームページをより便利に利用できる環境を整えるとともに、個人投資家の利便に資するよう、投資家教育や苦情相談に関するリンクの充実など、内容の改善を行った。

今後とも、ホームページの内容について充実を図っていくこととしている。

第3 関係当局との連携

1 概説

証券監視委は、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。

また、近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正性確保の上で、海外の証券規制当局との連携強化がこれまで以上に重要となっている。こうした中、IOSCO(証券監督者国際機構)等の主催する主要な国際会議への参加や、海外証券規制当局幹部との意見交換等を通じ、海外の規制当局との連携の強化に努めているところである。証券監視委は、今後ともこうした国際間の相互協力促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

2 金融庁関係部局との連携

証券監視委は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。例えば、平成14年8月に金融庁における証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置された「金融庁証券市場行

政連絡会議」にオブザーバーとして出席している他、平成17年2月に、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図る目的で設置された「検査・監督連携会議」のメンバーとして出席するなど、市場ルールの監視役としての立場から証券市場行政についての情報交換等を行っている。また、証券監視委は証取法に基づく開示検査において、金融庁が設置している「ディスクロージャーホットライン」の情報を活用するなど緊密な連携に努めているところである。

3 自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関(日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所(注))は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものである。今後、金融システムが進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となってきたり、その活動の一層の充実が期待されている。

日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

さらに、市場監視における、証券監視委と自主規制機関との一層の連携が求められる中、東京証券取引所、大阪証券取引所との間に、それぞれ、市場監視連絡協議会を設け、市場監視の現場をめぐる様々な問題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている(附属資料121頁参照)。

また、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化に資するために内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券取引所が実施する研修についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との連携に努めている。

(注)平成19年9月に「東京金融取引所」に社名変更予定。

4 海外証券規制当局との連携

(1) IOSCO(証券監督者国際機構)への参加

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、各国・地域から189機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に加盟(注:準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会员として加盟。)した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会(President Committee)を中心とした総会が年1回開催されており、毎年、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。証券市場における国際的な取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員長等が総会に参加している。直近では、ムンバイで開催された第32回総会(平成19年4月)に委員長が出席している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会(APRC)やアジア太平洋地域の法務執行担当者会合等に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

このほかIOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を

提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会と、その下に5つの常設委員会（SC：Standing Committees）が設置されており、証券監視委は、そのうち法務執行及び情報交換に関する第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話等について議論を行った。また、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券当局間の多国間情報交換協定（多国間MOU）については、SC4の下に設置されている加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも2010年（平成22年）1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行った。

（2）海外当局との二国間協力

情報交換・意見交換

証券監視委は、海外証券規制当局との連携強化の見地から、情報交換に関する二国間協定等の枠組みを活用し、積極的な情報交換に努めてきている。

具体的には、これまで米国証券取引委員会（SEC）、英国金融サービス機構（FSA）、シンガポール通貨監督庁（MAS）及び香港証券先物委員会（SFC）等の海外証券規制当局との間で、不公正な取引の疑いのある事例等について情報交換を行っている。

平成18事務年度においては、こうした緊密な連携の結果、我が国証券市場で行われた取引行為に関し、英国FSAによる英国ヘッジファンドGLG Partners LP及びGLGの元役員に対する制裁金（平成18年8月）や、香港SFCによるクレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーに対する懲戒処分（平成18年12月）につながった（本文83頁以下参照）。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行っている。平成18事務年度においては、高橋前委員長が英国・ドイツ・フランス（平成18年9月）及び米国（平成19年4月）を訪問し、各国の証券規制当局幹部等と意見交換を行ったほか、ニュージーランド証券委員会（SC）のディプロック委員長（平成18年10月）、マレーシア証券委員会のアンワール委員長（平成19年1月）及びベトナム財務省のヴァー・バン・ニン大臣（平成19年2月）等が証券監視委を訪問し、高橋前委員長等との間で意見交換を行った。

情報交換協定の締結

証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体として、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポールMAS、米国SEC及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港SFC、ニュージーランドSCとの間で情報交換協定が締結されている。

（3）海外当局者を対象とした研修の実施

証券監視委は、平成18年10月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当司法務執行担当者等24名の研修生を対象として、「第6回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーでは、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献できるよう、証券監視

委の職員や我が国の自主規制機関の実務担当者等を講師として、証券監視委の担う調査、検査及び取引審査実務をケース・スタディーやグループ・ディスカッションなどを通じて研修生に紹介している。

第7章 金融商品取引法による業務の拡大等

第1 概説

金商法については、平成18年6月7日に成立、同月14日に公布され、平成19年9月末の施行に向けて関係政令・府令等の整備が行われているところである。

この法律は、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的な法制として、証取法を改組して金商法とする等の整備を行うことにより、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的としている。

これにより、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備が図られるとともに、公開買付制度及び大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度の整備を行う等、所要の措置が講じられる。証券監視委においても、権限の対象・範囲の拡大等に対応するため、以下のように所要の検討を行っているところである。

第2 金融商品取引法による業務の拡大

1 包括的・横断的な制度整備に伴う検査の対象・範囲の拡大

(1) 証券検査の対象範囲の拡大

金商法においては、これまで規制のすき間に位置していた金融商品を包括的に規制対象に加えるとともに、現行の縦割り業法を見直して規制の横断化を図ることにより、規制対象となる業務の範囲が拡大された。

具体的には、組合契約等に基づく権利を包括的に有価証券の定義に含めるとともに、これらの有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務を横断的に金融商品取引業と位置づけるなど、制度の見直しが図られた。これにより、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為（自己募集）や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに業規制の対象となり、証券監視委の検査の対象とされた。

また、参入規制を原則登録制とするとともに、規制の柔軟化（プロ・アマの区分）が図られたほか、所要の行為規制等が整備された。

更に、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となり、証券監視委による検査の範囲が拡大された。

金商法施行後の具体的な検査対象先は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等（金商法第56条の2第1項、第194条の7）
- ② 取引所取引許可業者（金商法第60条の11、第194条の7）
- ③ 特例業務届出者（金商法第63条第8項、第194条の7）
- ④ 金融商品仲介業者（金商法第66条の22、第194条の7）
- ⑤ 認可金融商品取引業協会（金商法第75条、第194条の7）
- ⑥ 認定金融商品取引業協会

（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）施行前においては「公益法人金融商品取引業協会」。金商法第79条の4、第194条の7）

- ⑦ 投資者保護基金（金商法第79条の77、第194条の7）
- ⑧ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第103条の4、第194条の7）

- ⑨ 株式会社金融商品取引所の主要株主（金融商品取引法第106条の6、第194条の7）
- ⑩ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第106条の16、第194条の7）
- ⑪ 金融商品取引所持株会社の主要株主（金商法第106条の20、第194条の7）
- ⑫ 金融商品取引所持株会社（金商法第106条の27、第194条の7）
- ⑬ 金融商品取引所（金商法第151条、第194条の7）
- ⑭ 自主規制法人（金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7）
- ⑮ 外国金融商品取引所（金商法第155条の9、第194条の7）
- ⑯ 金融商品取引清算機関（金商法第156条の15、第194条の7）
- ⑰ 証券金融会社（金商法第156条の34、第194条の7）
- ⑱ 投資信託委託会社等（投信法第22条第1項、第225条）
- ⑲ 投資法人の設立企画人等（投信法第213条第1項、第225条）
- ⑳ 投資法人（投信法第213条第2項、第225条）
- ㉑ 投資法人の資産保管会社等（投信法第213条第3項、第225条）
- ㉒ 投資法人の執行役員等（投信法第213条第4項、第225条）
- ㉓ 特定譲渡人（SPC法第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条）
- ㉔ 特定目的会社（SPC法第217条第1項、第290条）
- ㉕ 特定目的信託の原委託者（SPC法第286条第1項において準用する第209条（第217条第1項）、第290条）
- ㉖ 保管振替機関（保振法第8条第1項、第41条の2）
- ㉗ 振替機関（社振法第20条第1項、第136条）
- ㉘ 登録機関（社登法第10条、第9条第3項）
- ㉙ その他、上記①から㉘までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施する。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第6項第1号）
- ② 登録金融機関（犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第6項第2号）
- ③ 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第7項（附則第5条により読替え））

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。なお、犯罪収益移転防止法施行前においては、本人確認法の各該当条文中に読み替える。

（2）検査マニュアルの改訂

金商法における規制の横断化等により、証券検査の対象範囲や検査において検証すべき事項が拡大したこと等を受け、現行の「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」を抜本的に見直して、新たに「金融商品取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）を策定することとした。

検査マニュアルの策定に当たっては、金融商品を取り扱う業者から意見を聴取するため、8回にわたり意見交換会を開催し、業者の実態を十分踏まえた上で事務局案を策定した後、パブリックコメントに付したところである。

検査マニュアルは、「態勢編」と「業務編」の二部構成とし、それぞれ共通確認項目と規制業種別確認項目に分けて記載されている。

なお、検査マニュアルは、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではなく、これまでと同様に、証券検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理した検査官の検査の手引書として位置づけられるものである。

2 ディスクロージャー制度の整備に伴う検査の対象・範囲の拡大

金商法では、上場会社による開示の充実を図る観点から、企業業績等に係る情報の適時かつ迅速な開示を確保するため、上場会社に四半期報告書を提出することが義務付けられた。また、有価証券報告書と併せて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書及び有価証券報告書等が適正であることを確認した確認書を提出することが義務付けられた。これらに伴い、犯則事件の調査及び開示検査（課徴金調査）の対象・範囲も拡大することとなった（なお、これらの改正については、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。）

おわりに（個人投資家の皆様へ）

日本の証券市場においては、これまで、「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」の流れを加速させるため、累次にわたり構造改革が着実に実施されてきております。こうした構造改革努力のほか、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、個人投資家を対象としたインターネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しつつあるところです。

こうした市場の進展は、個人投資家の皆様にとって、様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、飛躍的に利便性を向上させるものではありませんが、その反面、こうした商品やサービスの多様化により、それらの中から何を選びどう運用をしていくかといった投資判断をより難しくしている面もあるのではないかと考えられます。

近年においては、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと考えられます。

もちろん、金融商品を販売する証券会社等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなどその仕組みについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の知識、投資経験及び財産状況等に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点から監視活動を行い、個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。

また、個人投資家の皆様においても、自らの意思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品性を理解するための努力と責任が求められていると思います。

株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果を楽しむのも損失・リスクを負うのも投資者自身であることを忘れてはなりません。

個人投資家の皆様におかれましては、この点に十分に留意し、御苦勞でも投資判断を行うに際しては、商品性を説明したパンフレットや営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

また、個人投資家の皆様が投資活動を行うに当たっては、たとえば、虚偽の表示や誤解をさせるような表示による勧誘や、証券会社等が自身の利益を優先し個人投資家の利益を軽視するような勧誘を受ける場合があるかもしれません。また、場合によっては、内部者取引や相場操縦などの法令違反行為が行われていると疑われるような場面に遭遇することも考えられます。

こうした情報は、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査や市場分析審査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）来訪又はインターネット等により広く受け付け、積極的な活用に努めております。

皆様からの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場における取引の公正の確保と投資者の信頼の保持に貢献し、ひいては個人投資家の皆様の利益にも資することとなります。不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

これまで紹介してきた活動は、証券監視委の個々の職員の不断の努力の積み重ねのほか、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であると考えています。

証券市場を取り巻く環境が不断に変化する中で、今後とも証券監視委は、個人投資家の皆様の保護のため、証券市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たしていきたいと考えております。

特に、平成19年9月末に予定されている金融商品取引法の全面的な施行により証券監視委の権限の対象・範囲がさらに拡大されることも踏まえ、今後とも人材の厚みや専門性の充実など必要な体制を整備し、適正な市場監視に努めていきます。

こうした活動により市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融資産運用の選択肢の幅を広げ、これによる新たな資金の流れが経済活性化の原動力になると確信しています。